中医協 総一 2 5. 1 1. 2 9

調剤について(その3)

- 1. 調剤基本料
 - (1)総論
 - (2)特別調剤基本料
- 2. 地域支援体制加算
- 3. その他の個別事項

薬局経営の効率性と薬局の機能(体制)を踏まえた調剤基本料

中医協 総一3 5. 7. 26

- 調剤基本料は医薬品の備蓄(廃棄、摩耗を含む)等の体制整備に関する経費を評価したものであり、 その区分は薬局経営の「効率性」を踏まえて設定している。
- 一方で、一定の機能(体制)を有する薬局を評価する地域支援体制加算、連携強化加算、後発医薬品調 剤体制加算がある。

薬局経営の効率性を踏まえた調剤基本料の設定

- 集中率が高い
 - →医薬品の備蓄種類数が少なくてすむ
- 薬局単位での処方箋の受付回数が多い
- グループ単位での処方箋受付回数が多い
 - →規模が大きいことによるメリットがある



医療経済実態調査等のデータを踏まえ、「効率性の観点」で調剤基本料を設定

一定の機能を有する薬局の体制の評価

● かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域包括ケアシステム の中で地域医療に貢献する薬局を評価



体制・実績に応じて地域支援体制加算を設定

〈施設基準〉

- (1) 地域医療に貢献する体制を有することを示す実績
- ⇒ 調剤基本料等に応じ、段階的な基準を設定
- (2) 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている
- (3) 患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する情報を提供している
- (4) 一定時間以上の開局
- (5) 十分な数の医薬品の備蓄、周知
- (6) 薬学的管理・指導の体制整備、在宅に係る体制の情報提供
- (7) 24時間調剤、在宅対応体制の整備
- (8) 在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携体制
- (9) 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- (10) 医療安全に資する取組実績の報告
- (11) 集中率85%超の薬局は、後発品の調剤割合50%以上
- 災害時・新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制整備 を行う薬局を評価



地域支援体制加算の上乗せとして連携強化加算を設定

● 後発医薬品の使用促進に取り組む薬局を評価



後発医薬品の調剤数量割合に応じて 後発医薬品調剤体制加算を設定

調剤基本料(令和4年改定時)

_		点数※1
項目	要件	
調剤基本料 1	基本料1 調剤基本料2、3-イ、3-ロ、特別調剤基本料以外 (医療資源の少ない地域にある薬局は、処方箋集中率の状況等によらず、調剤基本料1)	
調剤基本料 2	次のいずれかに該当 ① 処方箋受付回数が 月4,000回超 + 処方箋集中率 70%超 ② 処方箋受付回数が 月2,000回超 + 処方箋集中率 85%超 ③ 処方箋受付回数が 月1,800回超~2,000回以下 + 処方箋集中率 95%超 ④ いわゆる医療モール内の医療機関からの処方箋受付回数の合計が 月4,000回超 など	
調剤基本料3 イ ※ 特別調剤基本 料に該当する場合は、特別調剤 基本料を優先	同一グループ薬局*2による処方箋受付回数が 月3.5万回超4万回以下 で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率 95%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引:有 同一グループ薬局*2による処方箋受付回数が 月4万回超40万回以下 で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率 85%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引:有	21点
	<u>同一グループ薬局*2</u> による処方箋受付回数が 月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が300以上 で、 次のいずれかに該当 ①処方箋集中率 85%超 ②医療機関との間で不動産の賃貸借取引:有	16点
八 	<u>同一グループ薬局*2</u> による処方箋受付回数が 月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が300以上 で 処方箋集中率 <u>85%以下</u> (調剤基本料 2 に該当する場合を除く)	32点
特別調剤基本料	次のいずれかに該当	7点

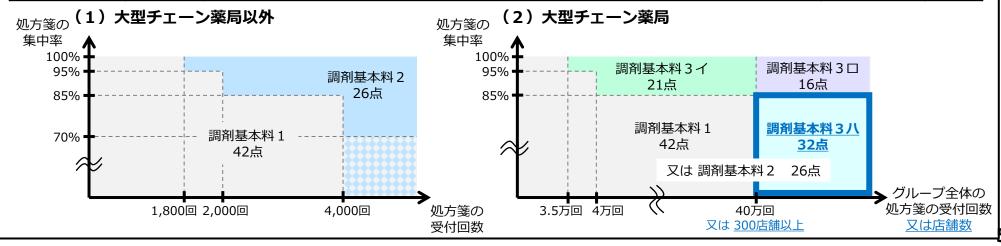
- ※1 医薬品の取引価格の妥結率が50%以下である場合等は、点数が50%減算される。
- ※2 同一グループ薬局は、当該薬局にとっての、①最終親会社、②最終親会社の子会社、③最終親会社の関連会社、④①~③とフランチャイズ契約 を締結している会社、が該当。

調剤基本料の見直し

大規模グループ薬局の調剤基本料の見直し

▶ 調剤基本料3の口の対象となる薬局に、同一グループの店舗数が300以上であって、特定の保険医療機関からの 処方箋受付割合が85%を超える薬局を追加するとともに、85%以下の場合の評価を新設する。

		要件		
		処方箋受付回数等		点数
調剤基本料 1		調剤基本料2・3、特別調剤基本料以外		42点
調剤基本料 2	剤基本料 2① 処方箋受付回数が月2,000回超~4000回① 85%超② 処方箋受付回数が月4,000回超② 70%超③ 処方箋受付回数が1,800回超~2,000回③ 95%超④ 特定の医療機関からの処方箋受付枚数が4,000回超④ -		② 70%超 ③ 95%超	26点
調剤基本料 3		同一グループで処方箋受付回数が 月3万5千回超~4万回	95%超	21点
	1	同一グループで処方箋受付回数が 月4万回超~40万回	85%超	乙二二
		同一グループで処方箋受付回数が 月40万回超<u>又は同一グループの保険薬局の数が300以上</u>	0.5-700년	16点
	<u>(新)八</u>	同一グループで処方箋受付回数が月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が300以上	85%以下	<u>32点</u>

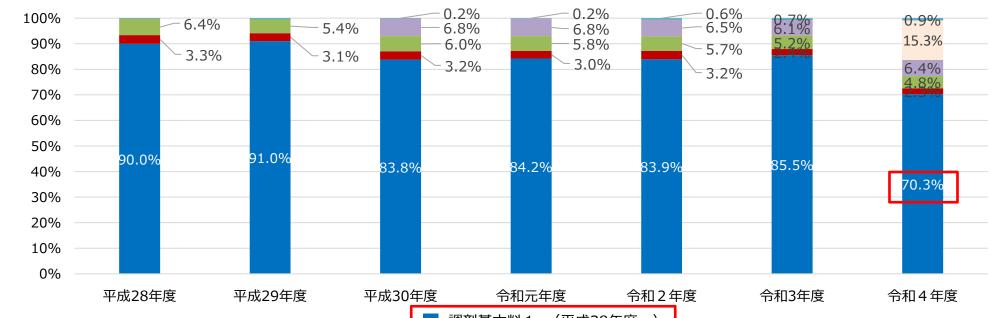


調剤基本料の構成比の推移等

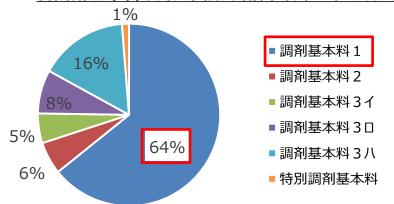
中医協 総一3

- 〇 調剤基本料1を算定する薬局の割合は年々減少しており、令和4年度改定により新設された基本料3ハの割合が15.3%になったことに伴い、基本料1は70.3%まで低下した。
- 〇 算定回数については、調剤基本料1の占める割合は令和4年度では約64%であった。

| 各調剤基本料の構成比の推移(平成28年度~平成29年度: 各年度末時点の施設基準の届出状況、平成30年度~令和2年度: 各年度6月の算定薬局数)



> 各調剤基本料の算定回数の割合(令和4年6月審査分)



■調剤基本料1 (平成28年度~)

■ 調剤基本料 2 (平成28年度~)

■ 調剤基本料3 (平成28年度~29年度)/調剤基本料3イ (平成30年度~)

■ 調剤基本料3□ (平成30年度~)

調剤基本料3八 (令和4年度~)

■ 特別調剤基本料 (平成28年度~)

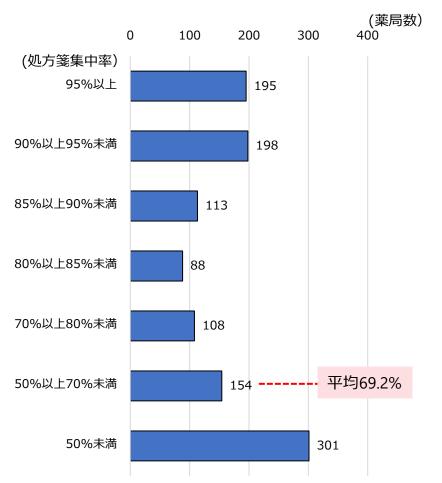
出典:

- ○各調剤基本料の構成比の推移
- ・平成28年度から平成29年度:保険局医療課調べ(各年3月31日時点の届出状況)
- ・平成30年度から令和4年度: NDBデータ(各年6月時点の算定薬局数)
- ○算定回数の割合:社会医療診療行為別統計(令和4年6月審査分)

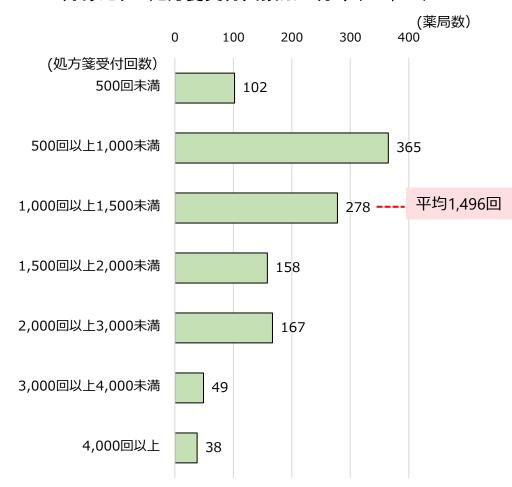
薬局における処方箋の集中率及び受付回数

- 〇 処方箋集中率の平均は69.2%。
- 月あたりの処方箋受付回数の平均は1,496回。

■ 処方箋集中率の分布(n=1,157)



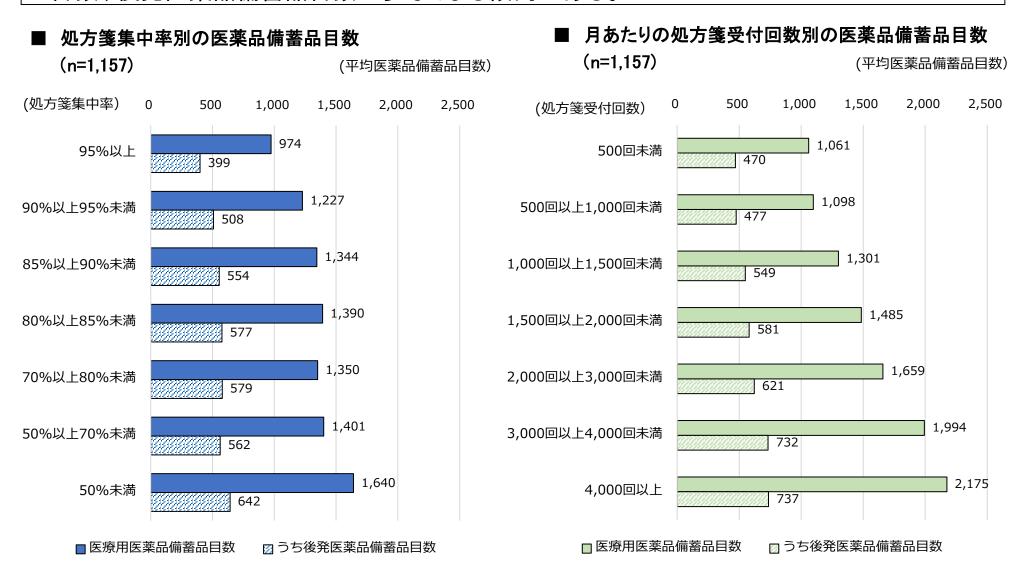
■ 月あたりの処方箋受付回数※の分布(n=1,157)



※直近1年間の処方箋受付回数(令和4年4月1日から令和5年3月末日)より算出

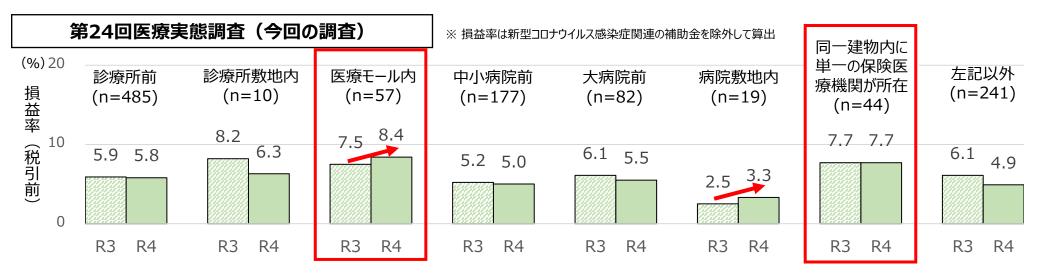
薬局における医薬品の備蓄状況

○ 集中率が高いほど、月あたりの処方箋受付回数が少ないほど、医療用医薬品の備蓄品目数、後発医薬品備蓄品目数が少なくなる傾向にある。



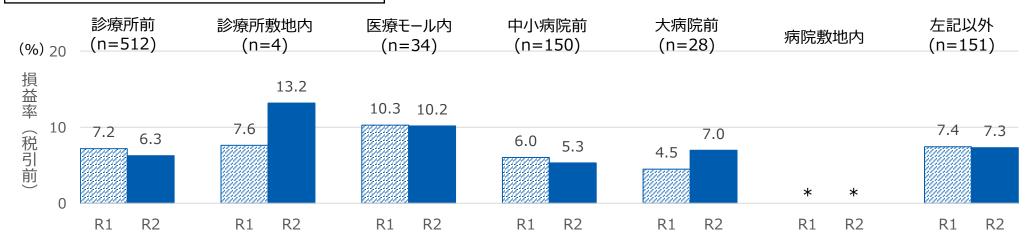
薬局立地別の損益率

- 〇 令和4年度改定後の損益率は医療モール内、病院敷地内の薬局で増加していた。
- 医療モール内、同一建物内に単一の保険医療機関が所在する薬局の損益率が高かった。



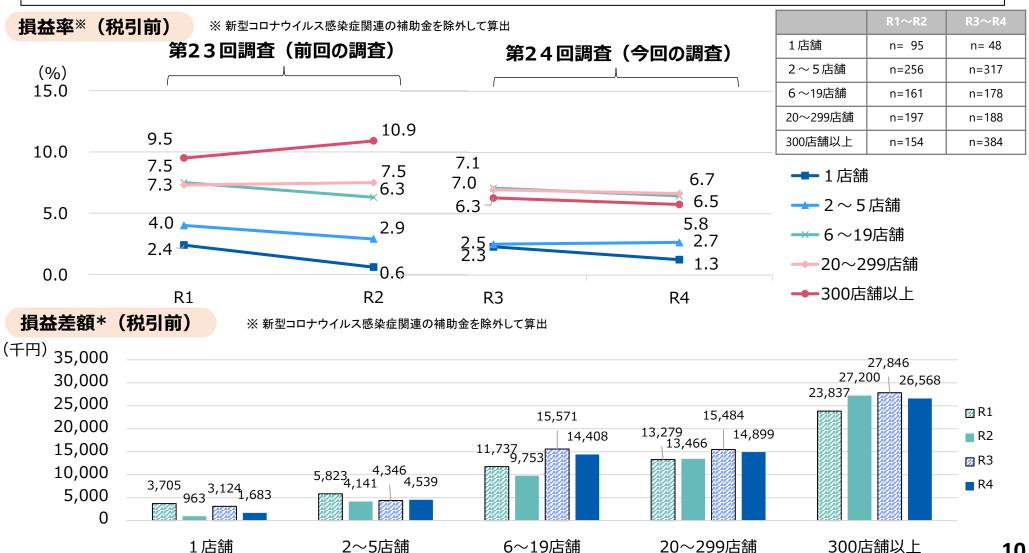
(参考) 第23回医療実態調査(前回の調査)

※ 損益率は新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



法人店舗数別の薬局の損益率、損益差額の推移①

- 令和4年度改定後は2~5店舗の薬局では損益率が微増しているが、それ以外の薬局では 損益率は減少している。
- 令和4年で評価の見直しを行った300店舗以上の薬局の損益差額は最も大きい。

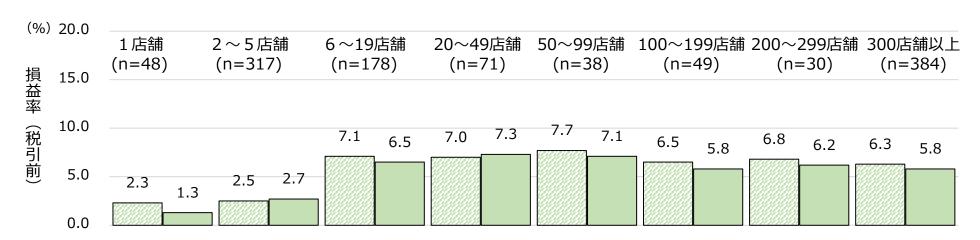


法人店舗数別の薬局の損益率、損益差額の推移②

- 20~299店舗数をさらに区分したところ、令和4年度改定後は2~5店舗、20~49店舗の薬局では損益率が微増しているが、それ以外の薬局では損益率は減少している。
- 令和4年で評価の見直しを行った300店舗以上の薬局の損益差額は最も大きい。

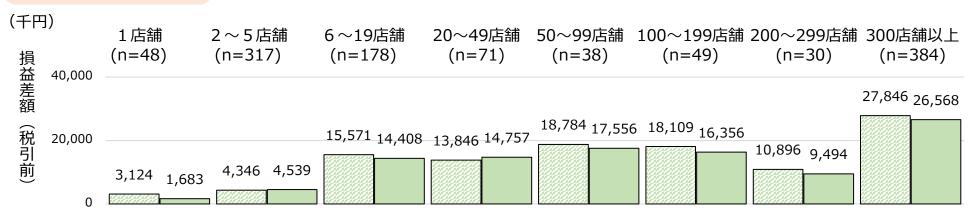
損益率※(税引前)

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



損益差額*(稅引前)

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出

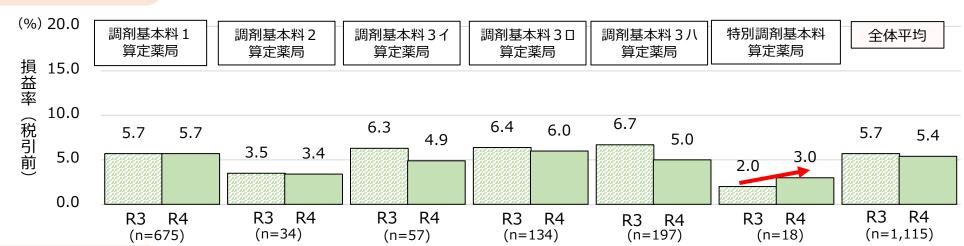


薬局の基本料別の損益率、損益差額

- 令和4年改定後の利益率は特別調剤基本料を算定する薬局(いわゆる敷地内薬局等)で増加していた。
- 〇 特別調剤基本料を算定する薬局は、令和4年改定で評価の見直しを行ったが、令和4年度の損益差額 は最も大きい。

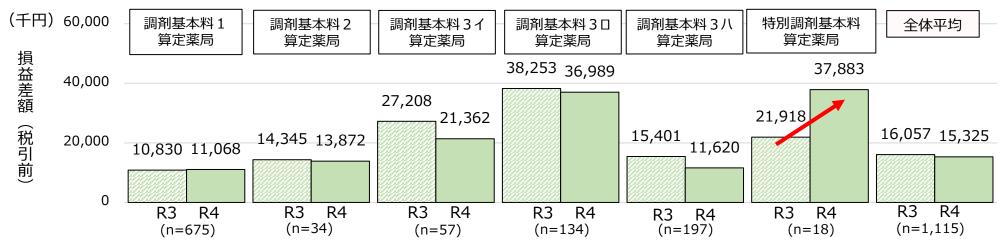
損益率※(稅引前)

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



損益差額※(稅引前)

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



医療資源の少ない地域の薬局に対する特例

○ 医療資源の少ない地域の薬局は、以下の施設基準を満たせば、通常の処方箋集中率・処方 箋受付回数の要件にかかわらず調剤基本料1を算定可能できる。

医療資源の少ない地域の薬局(平成30年度改定)

○ 医療資源の少ない地域の薬局について、当該地域に存在する医療機関が限定されることを踏まえ、調剤 基本料の特例対象から除外する。

「調剤基本料注1のただし書きに規定する施設基準]

- (1) 次のすべてに該当する保険薬局であること。
 - イ「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)の別表第六の二に規定する地域に所在すること。
 - ロ 当該保険薬局が所在する特定の区域内において、保険医療機関(歯科医療を担当するものを除く。)の数が10以下であって、許可病床の数が200床以上の保険医療機関が存在しないこと。ただし、特定の保険医療機関に係る処方箋の調剤割合が70%を超える場合であって、当該保険医療機関が特定区域外に所在するものについては、当該保険医療機関を含むものとする。
 - ハ 処方箋受付回数が一月に2,500回を超えないこと。

別表第六の二 厚生労働大臣が定める地域

北海道江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町の地域

. . .

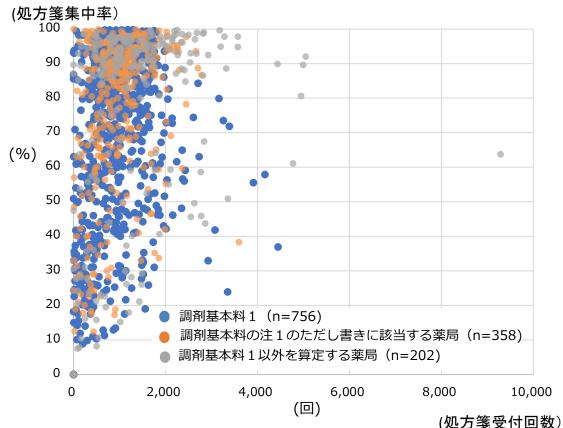
三十七 鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域三十八鹿児島県奄美市及び大島郡の地域三十九沖縄県宮古島市及び多良間村の地域四十沖縄県石 垣市、竹富町及び与那国町の地域

上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

医療資源の少ない地域にある薬局

- 〇 医療資源の少ない地域にある薬局は、1,316であり、薬局全体の2.2%。
- 特例の薬局(注1のただし書きに該当する薬局)は、358。
- 〇 調剤基本料1を算定する薬局の36.7%は、備蓄品目数が1,000品目以下の小規模の薬局であった。
- 医療資源の少ない地域にある薬局の処方箋の受付回数と 処方箋集中率の状況

届出のあった薬局59,396施設のうち 医療資源の少ない地域にある薬局:1,316(2.2%)



■ 医療資源の少ない地域にある薬局の処方箋の受付回数と 処方箋集中率の特徴

・月あたりの処方箋受付回数

処方箋受付回数(平均値):1,013回 1,500回未満の薬局数:1067施設(81.0%)

· 処方箋集中率

処方箋集中率(平均値):73.3%

処方箋集中率90%以上の薬局数:453施設(34%)



処方箋集中率90%以上かつ処方箋受付回数1,500回未満の薬局数:304施設(23.1%)

■ 医療資源の少ない地域にある薬局の処方箋の医薬品備蓄 品目数

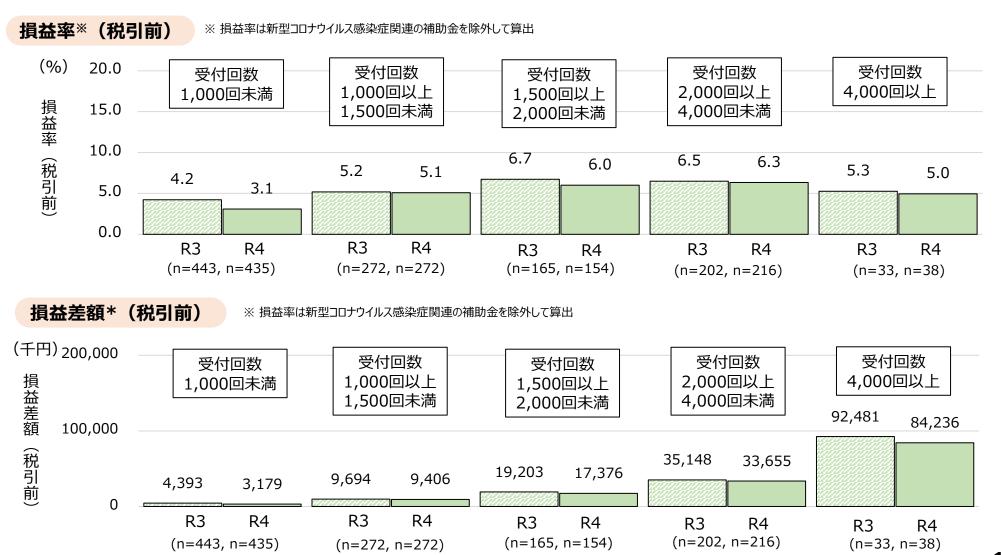
•備蓄品目数

備蓄品目数(平均値):1,164品目

備蓄品目1000品目以下の薬局数:483施設(36.7%)

処方箋受付回数別の薬局の損益率、損益差額の推移

○ 令和4年度改定後は処方箋受付回数別で分類するとすべての薬局で損益率が減少しており、 受付回数1,000回未満の薬局では損益率の減少の幅が大きかった。

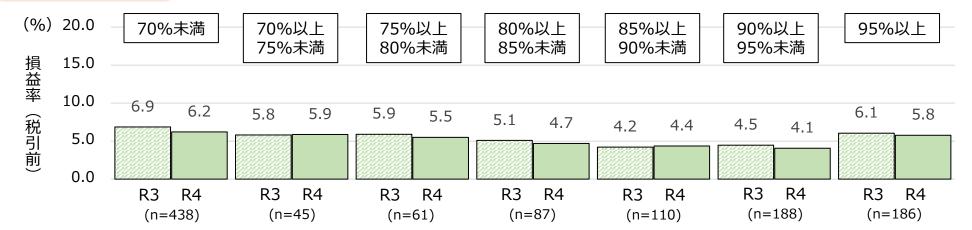


出典:医療経済実態調査(第24回)より医療課作成

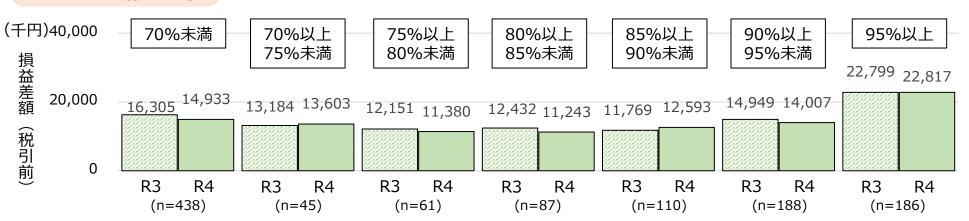
処方箋集中率別の薬局の損益率、損益差額の推移

〇 令和4年度改定後は処方箋集中率の70%以上75%未満の薬局、85%以上90%未満の薬局 では損益率が微増している。

損益率※ (税引前)



損益差額*(稅引前)



処方箋受付回数が多い薬局と集中率の関係

- 〇 同一建物内に複数の保険医療機関が所在するいわゆる医療モールに所在する保険薬局は、特定の保 険医療機関から多くの処方箋の受付が見込まれ効率的な運用を行うことができる観点から、当該建物内 の保険医療機関に係る処方箋受付回数を合算して、調剤基本料2(26点)の該当性が評価されている。
- 一方、薬局近隣の同一区画内等に開設される複数の医療機関から処方箋を応需する場合は、いわゆる 医療モールと類似した形態ではあるが、医療機関ごとの受付回数で判断するため、全体の受付回数が月 4,000回を超えたとしても、調剤基本料1(42点)又は調剤基本料3ハ(32点)で評価されている。

いわゆる医療モール

 医療機関a
 医療機関b
 医療機関c

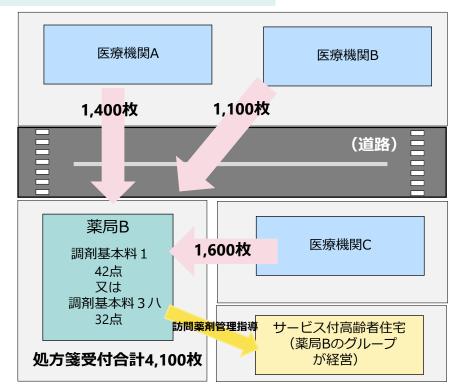
 1F
 1,400枚
 1,600枚
 1,100枚

 薬局A
 処方箋受付合計4,100枚
 (調剤基本料 2 : 26点)

調剤基本料2

- イ 特定の保険医療機関からの処方箋受付回数に基づく基準
 - (イ)特定の保健医療機関に係る処方箋の受け付け回数 (同一建物内に複数の保険医療機関が所在するいわゆ る医療モールの場合にあっては、当該建物内の全ての 保険医療機関に係る処方箋の受け付け回数は当該建物 内の全ての保険医療機関に係る処方箋の受付回数を合 算したものとする。)が1月に4,000回を超える。

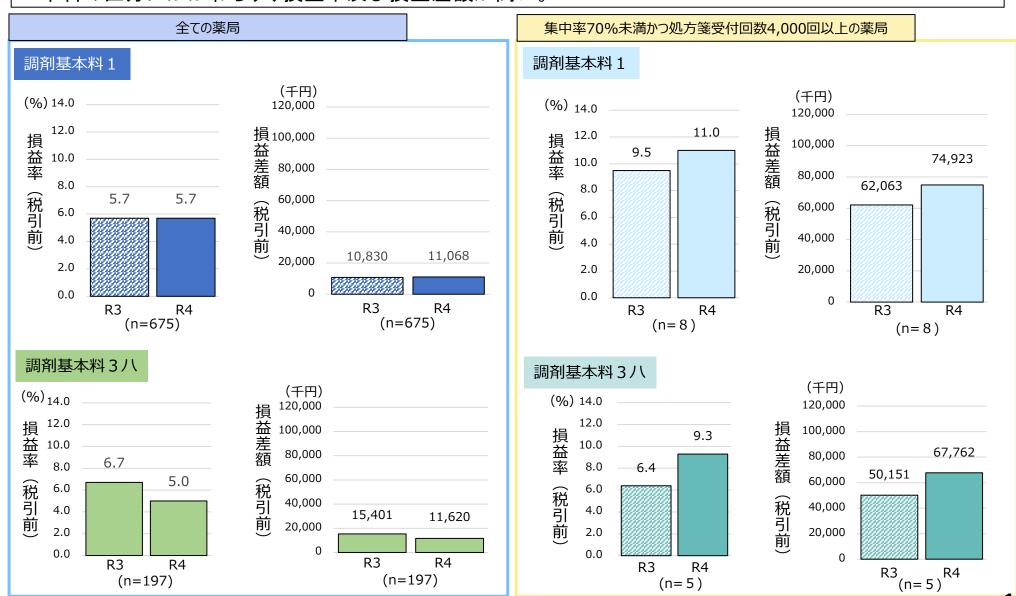
薬局の近隣に医療機関が多く存在する場合



- ・それぞれの医療機関の門前薬局ではあるが、①処方箋集中率が低く、②同一建物内ではなく処方箋受付回数が合算されないため、**調剤基本料2の要件には該当しない**。
- ・薬局のグループ企業が医療機関等を誘致する場合もある。

処方箋受付回数が多い薬局の損益率、損益差額の推移

〇 調査対象の薬局数は少ないが、処方箋集中率70%未満かつ処方箋受付回数4,000回以上の薬局は、基本料の区分にかかわらず、損益率及び損益差額が高い。



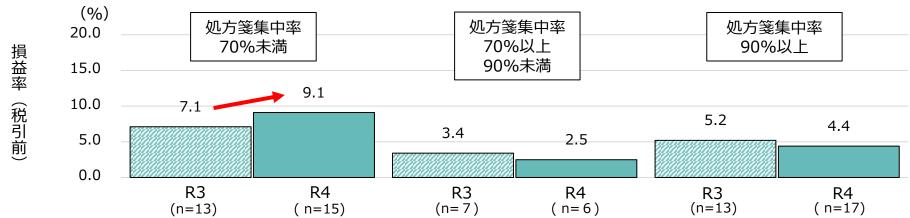
出典:医療経済実態調査(第24回)より医療課作成

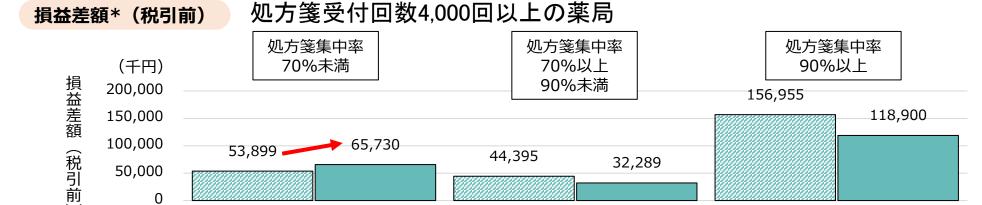
※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出 ※令和4年4月以降の調剤基本料を基に分類。

処方箋受付回数4,000回以上の薬局の損益率、損益差額の推移

令和4年度改定後において、処方箋受付回数4,000回以上の薬局を処方箋集中率別に分類 すると集中率70%未満の薬局で損益率が増加していた。

処方箋受付回数4,000回以上の薬局 損益率※(税引前)





R4

(n=17)

0

R3

(n=13)

R3

(n=7)

R4

(n=6)

R3

(n=13)

R4

(n=15)

- 1. 調剤基本料
 - (1)総論
 - (2)特別調剤基本料
- 2. 地域支援体制加算
- 3. その他の個別事項

特別調剤基本料

○ いわゆる敷地内薬局等については、(1)「医療機関と不動産取引等その他特別な関係」を有し、かつ、(2)、(3)の一定の要件を満たす場合、調剤報酬の評価は(4)の取扱いとされている。

(1)医療機関と不動 産取引等その他特別 な関係 次のいずれかに該当する薬局は、「医療機関と不動産取引等その他特別な関係」を有すると判断

- ① 医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある
- ② 医療機関が譲り渡した不動産の利用して開局している
- ③ 薬局が所有する会議室その他設備を医療機関に貸与している
- ④ 医療機関による開局時期の指定を受けて開局した

(2)処方箋集中率

当該医療機関に係る処方箋による調剤の割合が7割を超えるもの

(3)特定の保険医療 機関と不動産の賃貸 借取引関係にある保 険薬局

次のいずれかに該当する薬局は「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」を有すると判断

イ 平成28年9月30日以前に開局した保険薬局であって、平成28年10月1日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったが、平成28年10月1日以降に、病院である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となったもの。 ウ 診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局であって、平成30年4月1日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。

ア病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局であって、平成28年10月1日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。 ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成28年9月30日以前から、病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を

- ただし、遡及指定が認められる場合であって,平成30年3月31日以前から、診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。
- 工 平成30年3月31日以前に開局した保険薬局であって、平成30年4月1日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったが、平成30年4月1日以降に、診療所である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となったもの。
- オウ及び工については、平成30年月31日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約若しくは建物の建築の契約を行うなど,当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には,ウのただし書きに該当するものとみなす。

(4)調剤報酬の評価

特別調剤基本料(7点)

除く。

地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算:それぞれの点数の100分の80に相当する点数を加算する。

服薬情報等提供料:当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

(例外) 対象とならない 薬局

医療資源の少ない地域に所在する薬局

│ <基準>いずれにも該当した場合:①医療資源の少ない地域に所在、②中学校区内の医療機関数:10以下 + 200床以上の医療機関なし、③処方箋受付回 │ 数:1月に2,500回以下

同一建物内に診療所が所在

※同一建物内に診療所がある場合(医療モール等)は、調剤基本料2 又は調剤基本料3として対応

保険薬局における構造設備規制の見直しと敷地内薬局

	経緯		
H8まで	 ● 第二薬局問題への対応 「処方せんの受入れ体制の整備について」昭和50年1月24日付け薬発第37号厚生省薬務局長通知 (抜粋) 調剤専門薬局の許可に当つては、調剤専門薬局も薬事法に基づく薬局であり、構造的、機能的、経済的に、医療機関から独立した機関であることを本旨とすべきであり、この点につき、十分留意すること。 ● 経営の一体性禁止 「調剤薬局の取扱いについて」昭和57年5月27日付け薬発第506号・保発第34号厚生省薬務・保険局長連名通知 (抜粋) 1 調剤薬局としての適格性 総合的に 判断して医療機関に従属し、医療機関の調剤所と同様とみられるものについては、保険薬局としての適格性に欠けるものであること。 		
H8	● 構造上の一体性禁止 平成8年3月8日付け保険発第22号厚生省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知(抜粋) (「一体的な構造」の解釈) 保険医療機関と一体的な構造とは、保険薬局の土地又は建物が保険医療機関の土地又は建物と分離しておらず、公道又は これに準ずる道路等を介さずに専用通路等により患者が行き来するような形態のものをいうものであること。		
H28	 ■ 構造設備規制の見直し(いわゆるフェンス規制の廃止) 平成28年3月31日付け保険発0331第6号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知(抜粋)(「一体的な構造」の解釈(改正後)) 保険医療機関と一体的な構造とは、次のアからウまでに掲げるような構造を指すものであること。 ア 保険医療機関の建物内にあるものであって、当該保険医療機関の調剤所と同様とみられるもの イ 保険医療機関の建物と専用通路等で接続されているもの ウ ア又はイに該当しないが、保険医療機関と同一敷地内に存在するものであって、当該保険薬局の存在や出入口を公道等から容易に確認できないもの、当該保険医療機関の休診日に公道等から当該保険薬局に行き来できなくなるもの、実際には当該保険医療機関を受診した患者の来局しか想定できないもの等、患者を含む一般人が当該保険薬局に自由に行き来できるような構造を有しないもの 		
H30	● 特別調剤基本料(10点)新設 ※特定の医療機関と不動産取引の関係があることその他の特別な関係を有しているもの		
R2	● 特別調剤基本料の見直し(10点→9点)等		
R4	● 特別調剤基本料の見直し(9点→7点)、調剤基本料の加算の評価見直し 等		

敷地内薬局に関する検討会報告書の記載①

中医協 総一3

○ 厚生労働省の検討会において「今後の薬剤師が目指す姿」がまとめられており、薬局の記述では、敷地内薬局のような特定の医療機関に依存する薬局に関しては、患者本位の医薬分業とはならないことが指摘されている。

■薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ(令和3年6月30日)

- 2. (1)今後の薬剤師が目指す姿
- ① 薬局
- なお、医療機関の敷地内に薬局が開設されることがあるが、その際、単に同敷地内の医療機関とだけ連携する状況が見られる。また、医療機関の近くにあるいわゆる門前薬局においても、当該医療機関から交付された処方箋の応需に特化する場合がある。このように特定の医療機関に依存する薬局の薬剤師は、地域の患者や住民との関わりの高いサービスを提供しているとはみなされず、患者本位の医薬分業とはならない。地域の医療機関、薬局等と連携しつつ、地域包括ケアシステムの一員として患者・住民を支えていく役割を果たす必要がある。

敷地内薬局に関する検討会報告書の記載②

中医協 総一3 5. 7. 26

○ ①の検討会の下に設置して薬局の機能等に関して議論したワーキンググループにおいても、 敷地内薬局に対する意見や今後の取組事項がまとめれらている。

■薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ(令和4年7月11日)

第4 具体的な対策

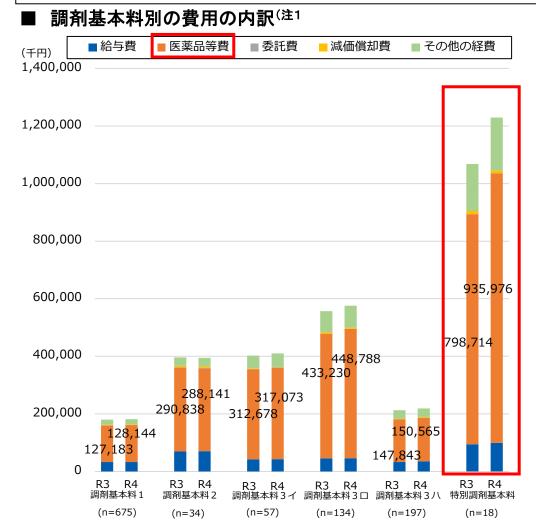
- 4. 地域における薬剤師の役割
- (4)その他

③敷地内薬局

- 本ワーキンググループでは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づく保険薬局の構造規制の見直しが行われたことにより 近年増加している医療機関内の敷地内薬局について、主に①薬局機能、②病院との関係性に関する論点の整理を行った。
- 薬局機能については、病院の敷地内に立地していることから、当該病院の処方箋への対応が中心であり、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つとは考えにくく、その場合、地域の医療・介護関係者と連携した対応を行うという地域包括ケアの精神に逆行するとの意見が多数あった。なお、病院の近くにある門前薬局についても、特定の医療機関の処方箋に依存する場合はかかりつけ薬剤師・薬局の機能を持たないという点では同様との意見があった。
- 一方で、希少疾患やがんなどに対する高度な医療を提供する病院の敷地内薬局の場合、高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等、地域の 薬局では果たせない役割を持つ場合があるのではないかという意見や、ターミナルケアや高度な薬学管理といった機能分化が必要な場合があ るのではないかという意見があった。
- これに対し、敷地内薬局が地域の薬局では果たせない役割を持つとしても、敷地内である必然性はないとの意見や、地域の薬局でも高額な 薬剤の調剤や高度な薬学管理等の機能を果たしている場合もあるとの意見があった。
- 病院との関係性については、敷地内薬局の開設に係る病院の公募内容を踏まえれば、薬局から病院への利益供与に当たると考えられると の意見があった。
- また、敷地内薬局は、病院と敷地又は建物を共有していることから、患者に対して同一組織との誤認を与えたり、特定の薬局への誘導に近い効果があるのではないかとの意見があった。
- 本ワーキンググループにおいては、<u>敷地内薬局について、</u>
- ・かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすとは考えにくい
- ・敷地内薬局の開設に係る病院の公募内容を踏まえれば利益供与に当たるのではないかといった多くの問題点が指摘され、国が必要な対応 をすべきとの意見が多かった。
- 〇 敷地内薬局の実態を把握し、それに基づいた議論を行うために、<u>厚生労働省は、敷地内薬局の現状(かかりつけ薬剤師・薬局や高度薬学管</u>理に関する機能や地域の医療機関や薬局との連携等)や病院の公募内容の調査を実施すべきである。

調剤基本料別の費用・調剤医療費の内訳

- 特別調剤基本料を算定する薬局においては、医療経済実態調査の費用別では「医薬品等費」の額が他と 比較して突出して高い。
- 調剤医療費では、薬剤料の処方箋受付1回あたりの費用及び割合が他と比較して高い。



■ 調剤基本料別の処方箋受付1回あたりの医療費^{(注2}







出典:注1:医療経済実態調査(第24回)より医療課作成

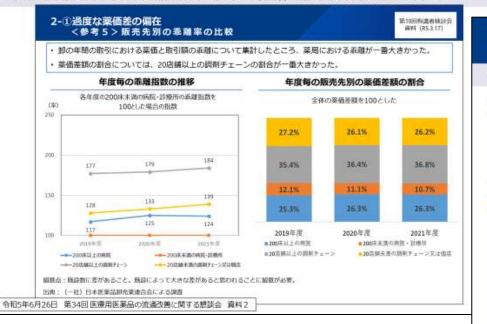
注2:社会医療診療行為別統計(令和4年6月審査分)

(参考) 医薬品の流通制度に関する検討状況

- 医薬品流通に関しては、過度な薬価差の偏在を解消するための対応が必要となっており、薬価専門部会においては、医薬品流通改善に向けた検討状況を紹介しつつ、議論が進められている。
- 卸の販売先である薬局・医療機関においては、現行の「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」においても、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉の影響が指摘されていることから、医薬品流通に関わる者として節度ある対応が求められる。

販売先別の乖離率の比較①

薬価差の偏在については、関係会議において販売先力テゴリー別の乖離指数が示されているが、同一カテゴリー内でも施設によって大きな差があることが資料で指摘されているように、開設者・施設ごとの状況が明らかではない。



令和5年8月30日 中医協薬価専門部会 資料薬-1より

販売先別の乖離率の比較②

薬価差の偏在については、関係会議においても、より詳細な分析を求める指摘がある。

有識者検討会

 らいます。

 らいますはないます。

 らいますはないます。

 らいますはないますがはないます。

 しょうはないますはないますがはないます。

 しょうはないますはないますはないますがはないます。

 しょうはないますはないますはないますはないますはないます。

 しょうははないまする

(令和5年6月9日 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会 報告書)

流改態

- 医薬品のカテゴリー別に様々なことを集計・検討していく必要性に関しましては、私もそのとおりだと思っております。もう一点、そのような視点で言えば、資料の販売先別の乖離率の比較に関して、これまで長年にわたり、例えば薬局であれば20店舗未満、それから20店舗以上という分類をしてきています。多分分類を始めた頃は、20店舗は「物すごく大きいな」という感覚であり、私としては今も大きいと感じますけれども、20店舗どころではないところも出てきておりますので、果たしてこの分類でよいのか、もう少し細かく分類して見ていかないと分からない部分があるのではないか。これは医療機関も同様で、今の4区分ではちょっとどうなのかなという感じがします。
- 厚労省にお願いしたいのは、先ほど委員がお話しになったように、資料を出すのであれば、どのくらいの規模の病院、医療か、それから薬局もどのくらい、もう少し分けてやっていただきたいと思います。病院もいろいろな地方自治体もありますし、大きなチェーンでやっているところもあるので、その辺の規模感をちゃんと出していただかないと、今、座長が言ったように根拠のある議論にならないと思うので、今後、それを出すことができるのであれば、ぜひやっていただきたいと思います。

(令和5年6月26日 第34回 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会 における意見)

いわゆる敷地内薬局の公募要件

- 医療機関の敷地内に薬局を開設する際には、多くの場合、医療機関側で薬局開設等を行う事業者に対して公募型プロポーザル方式にて敷地内薬局を公募しているが、その中の要件には薬局の開局時間の指定や病院の業務の軽減を求めること、建物の外観の制限・要求など、医療機関から独立した機能を有しているとはいいがたい要件が課されている例がみられる。
- ① 自院の診療時間に合わせた開局を求めていた事例
 - 例)**当院の診療日及び診療時間を考慮して運営すること**。さらに休診日及び診療時間外の運営についても、柔軟な対応が可能であること
 - 例)当院における調剤業務と同一もしくはそれ以上の遂行能力を有すること。
- ② 24時間対応を求めていた事例
 - 例)事業者は本病院の患者数及び院外処方箋枚数に充分対応可能な設備を整え、**緊急時は24時間対応可能な保険 調剤薬局を運営すること。**
- ③ 学生の実務実習の受け入れ実績を求めていた事例
 - 例)**同一法人の運営する大学の薬学生の実務実習受け入れ実績を有すること。**
- ④ 資金と運営能力から病院の業務負担を求めていた事例
 - 例)事業者の資金と運営能力によって病院の調剤業務の軽減を図れる者であること。
 - 例)病院の薬剤業務への協力・連携体制を提案するものとすること。
- ⑤ 外観の一体性等を求めていた事例
 - 例)提案する施設は、当院と隣接するため、外観デザインの調和が重要。建物及び開放通路の外観デザイン設計 に際しては、**当院設計事業者の意見を取り入れ、当院外観デザインの仕様に合わせてください。**

(参考) 医療機関の敷地内に開設する薬局を公募する際の要件

中医協 総一3 5. 7. 26

- 通常、薬局を開設し、保険薬局として指定を受ける際には、薬局開設者は医療機関との独立性を確保しつつ、地域の医療事情を踏まえ、必要とされる薬局の機能を自らが整備して、薬局を開設している。
- 一方で、医療機関の敷地内に薬局を開設する際には、医療機関側で薬局開設等を行う事業者を公募しているが、薬局の開局時間や機能等に対して具体的な要件を示していることがあり、薬局開設者は、この要件を満たした上で、地域で必要とされる薬局の機能を整備している。(薬局機能に関しては、医療機関の周辺地域において必要な機能がないことから公募している場合もある)

(参考)医療機関の敷地内に薬局を開設する際に求めている要件の例(注:公募要件は医療機関により様々)

●薬局の開局時間等に関する要件

- 具体的な営業時間、開局日(休日、夜間の体制)
- 薬局で備蓄すべき医薬品の種類、品目数
- 医療機関の機能に応じた高度な薬学管理を実施できる体制(例:救急・周産期・がん等の医療を担う圏域の基幹病院に開設する薬局に対して高度な薬学管理のニーズに対応可能な薬剤師の配置を求める、医療機関が受け入れる救急患者の処方箋の応需を求める)
- 在宅訪問を行う体制

●地域における連携体制の要件(かかりつけ薬剤師・薬局に必要な機能を含む)

- •薬物療法を実施するにあたっての医療機関との連携
- 近隣の保険薬局及び関係団体との連携
- 行政が推進する事業への協力
- 災害時の医薬品供給等の体制整備
- 医師会、薬剤師会及びその他の関係機関等との連携
- 地域の薬剤師会への入会

●開設にあたり薬局機能以外に医療機関が求めている要件

- •医療機関の機能の向上に資する施設の整備の提案(例:薬局以外の施設として、レストラン、カフェ、コンビニエンスストア、会議室、休憩室、医療機関の職員宿舎、ヘリポート等、医療機関が有償で借りる予定の会議室等の設置)
- 医療機関の職員の負担を軽減する工夫の提案

薬局の独立性に関する参考資料①

●処方せんの受入れ体制の整備について(昭和50年1月24日付け薬発代37号厚生省薬務局長通知)

第二 薬局の整備について

2 調剤専門薬局の許可に当つては、調剤専門薬局も薬事法に基づく薬局であり、構造的、機能的、経済的に、医療機関から独立した機関であることを本旨とすべきであり、この点につき、十分留意すること。

●調剤薬局の取扱いについて(昭和57年5月27日付け薬発第506号・保発第34号厚生省薬務・保険局長連名通知)

1 調剤薬局としての適格性

調剤薬局の在り方について、構造的、機能的、経済的に医療機関から独立していることを本旨とすべきことは、既に昭和50年1月24日薬発第37号薬務局長通知により、通知されたところであるが、この点については、保険調剤を担当する保険薬局の在り方として特に要請される。

かかる観点から、総合的に判断して医療機関に従属し、医療機関の調剤所と同様とみられるものについては、保険薬局としての適格性に欠けるものであること。

●薬局業務運営ガイドラインについて(平成5年4月30日付け薬企第37号厚生省薬務局企画課長通知)

- 1 医療機関、医薬品製造業者及び卸売業者からの独立について
- ① 薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していなければならないとは、保険薬局としての適格性に欠けるいわゆる第二薬局は、薬務行政上も適切とは 言えないということである。薬局開設の許可及び更新に当たっては、保険担当課と十分連携をとり、適格性に欠ける薬局については必要な改善等指導の徹底を図られたい。
- ② 医薬分業の趣旨や薬局の基本理念からして薬局と医療機関との間で処方せんをその薬局に斡旋する旨の約束をすることは、形式のいかんを問わず、また、いずれがイニシアチブをとったかの別を問わず、一切禁止されるものである。また、薬局は、処方せん斡旋の見返りに医療機関に対し、いかなる方法によっても経済的な利益を提供してはならず、経済的な利益の提供を行った事実が判明した場合には、直ちに中止を命ずる等指導の徹底を図られたい。
- 8 開局時間について

特定の医療機関からの処方せん応需にのみ対応し、当該医療機関の診療時間外及び休診日には閉局して処方せんを応需していない薬局は早急に改善を図ることとされたのは、このような薬局は患者のトータルとしての薬歴管理が事実上できないこと、当該医療機関からの独立性の維持が極めて困難であること等、医薬分業の趣旨にそぐわないからである。

【別 紙】薬局業務運営ガイドライン

- 1 薬局の基本理念
- (2) 地域保健医療への貢献 薬局は地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等と連携をとり、地域保健医療に貢献しなければならない。
- 2 医療機関、医薬品製造業者及び卸売業者からの独立
- (1) 薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していなければならない。
- (2) 薬局は医療機関と処方せんの斡旋について約束を取り交してはならない。
- (3) 薬局は医療機関に対し処方せんの斡旋の見返りに、方法のいかんを問わず、金銭、物品、便益、労務、供応その他経済上の利益の提供を行ってはならない。
- 10 開局時間
- (1) 開局時間は、地域医療機関や患者の需要に対応できるものであること。特定の医療機関からの処方せん応需にのみ対応し、当該医療機関の診療時間外及び休診日に処方せんを応需していない薬局は、早急に改善を図ること。

薬局の独立性に関する参考資料②

●保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)

(健康保険事業の健全な運営の確保)

第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
- 二、保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

●保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月31日付け保医発0331第6号厚生労働省保険局医療課・歯科医療管理官通知) (平成28年3月31日改正)

第二 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三二年厚生省令第一六号)の一部改正に関する事項

- 一 健康保険事業の健全な運営の確保(第二条の三)関係
 - (一) 平成六年の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正において、「調剤薬局の取扱いについて」(昭和五七年五月二七日薬発第五〇六号、保発第三四号)に基づき行われていた保険薬局の保険医療機関からの独立性に関する取扱いを明確化する観点から必要な改正が行われたところであるが、その後も、保険薬局の保険医療機関からの独立性に関して問題のみられる事例が発生し、社会問題化している実情に鑑み、保険薬局は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行ってはならないこと、及び、保険薬局は保険医又は保険医療機関に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないことを明確化するものであること。
 - (二)この場合において、保険医療機関と一体的な構造とは、次のアからウまでに掲げるような構造を指すものであること。
 - ア 保険医療機関の建物内にあるものであって、当該保険医療機関の調剤所と同様とみられるもの
 - イ 保険医療機関の建物と専用通路等で接続されているもの
 - ウ ア又はイに該当しないが、保険医療機関と同一敷地内に存在するものであって、当該保険薬局の存在や出入口を公道等から容易に確認できないもの、当該保険医療機関の 体診日に公道等から当該保険薬局に行き来できなくなるもの、実際には当該保険医療機関を受診した患者の来局しか想定できないもの等、患者を含む一般人が当該保険薬局 に自由に行き来できるような構造を有しないもの

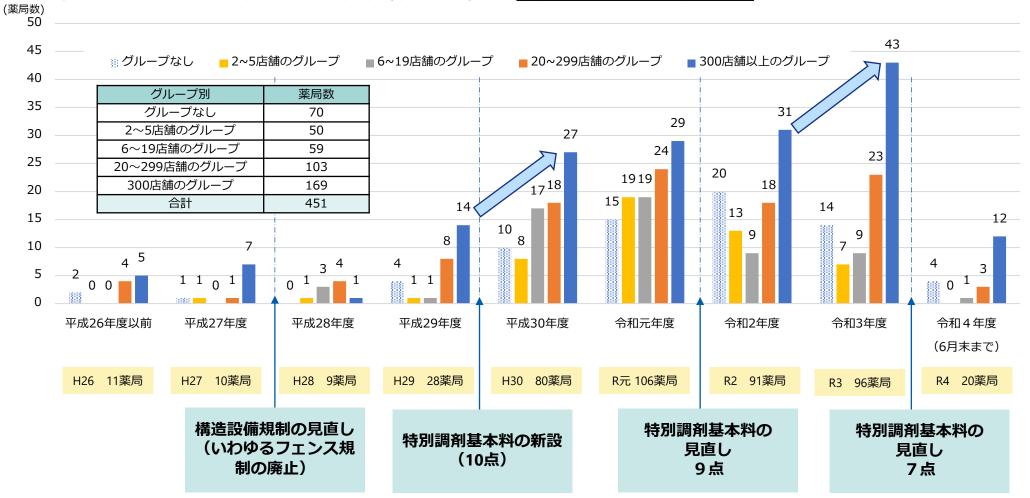
なお、ウへの該当の有無については、現地の実態を踏まえ、地方社会保険医療協議会に諮った上、個別に判断すること。また、保険薬局の独立性の確保の観点からは、いわゆる医療ビルのような形態は好ましくないが、このような場合にあっては、当該建物について、患者を含む一般人が自由に行き来できるような構造になっている旨を十分に確認すること。加えて、このような形態の場合には、患者誘導が行われるような実態のないよう、併せて留意すること。

- (三)保険医療機関と一体的な経営を行う場合とは、(二)のまた以下に該当する場合等保険医療機関と保険薬局が一定の近接的な位置関係にあり、かつ、次のアから工までに規 にするような経営主体の実質的同一性が認められる場合又は機能上医療機関とのつながりが強いとみなされる場合を指すものであること。
 - ア 保険薬局の開設者(法人たる保険薬局の役員を含む。)が当該保険医療機関の開設者(特定保険医療機関の開設者が法人の場合にあっては、当該法人の役員を含む。)又 は開設者と同居又は開設者と生計を一にする近親者であるもの。
 - イ 保険薬局の開設者と保険医療機関の開設者の間の資本関係が実質的に同一であるもの(法人の場合にあっては当該法人の役員が経営するものを含む。)
 - ウ 職員の勤務体制、医薬品の購入管理、調剤報酬の請求事務、患者の一部負担金の徴収に係る経理事務等が特定保険医療機関と明確に区分されていないもの
 - 工 特定の保険医療機関との間で、いわゆる約束処方、患者誘導等が行われているもの。 なお、保険薬局の指定の更新に当たっては、新規指定時と同様、不動産の賃貸借関連書類等の経営に関する書類等の提出を求め、一体的な経営に当たらないことを確認すること。
- (四)金品その他の財産上の利益とは、第一の一の(二)と同様※であること。 (※金銭、物品、便益、労務、饗応、患者一部負担金の減免等)
- (五)本条の規定に照らし、総合的に判断して医療機関の調剤所と同様とみられるものについては、保険薬局としての適格性に欠けるものであるから、地方社会保険医療協議会に 諮った上、保険薬局の新規指定を行わないこと。また、現に存するものについては、次回更新時までに改善を指導し、これに従わない場合は、地方社会保険医療協議会に諮った上、更新を行わないこと。

特別調剤基本料を算定する薬局の推移

- 〇 特別調剤基本料を算定する薬局は、ここ数年は毎年100程度の薬局が開設されており、特に 300店舗以上のグループによる開設が増えている。
- 改定ごとの特別調剤基本料の見直しによる新規開設の影響はほどんどないと考えられる。

令和4年7月1日時点で特別調剤基本料を算定する薬局の<u>新規指定を受けた年度の内訳</u>



診療所・病院におけるいわゆる敷地内薬局の開設状況

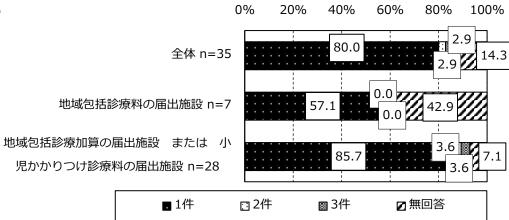
- 診療所の8.8%、病院の13.5%の施設でいわゆる敷地内薬局があるとの回答があった。
- 特に特定機能病院においては、31.4%で敷地内薬局があり、そのうち31.8%では複数の敷地内薬局を有 していた。

診療所におけるいわゆる敷地内薬局の有無

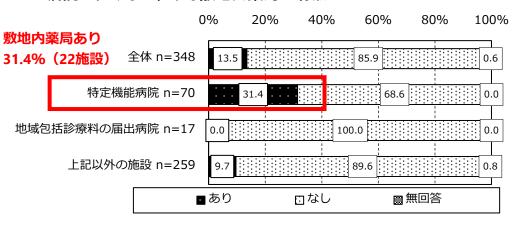
0% 20% 40% 60% 80% 100% 全体 n=398 89.4 地域包括診療料の届出施設 n=81 8.6 90.1 地域包括診療加算の届出施設 または 小 8.8 89.3 1.9 児かかりつけ診療料の届出施設 n=317 **■**あり 爾無回答 田なし

診療所におけるいわゆる敷地内薬局の数

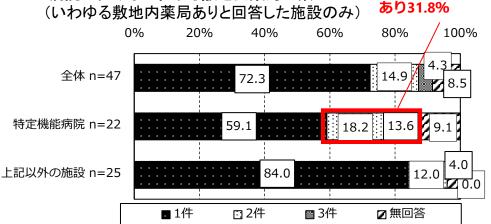
(いわゆる敷地内薬局ありと回答した施設のみ)



病院におけるいわゆる敷地内薬局の有無



病院におけるいわゆる敷地内薬局の数 (いわゆる敷地内薬局ありと回答した施設のみ)

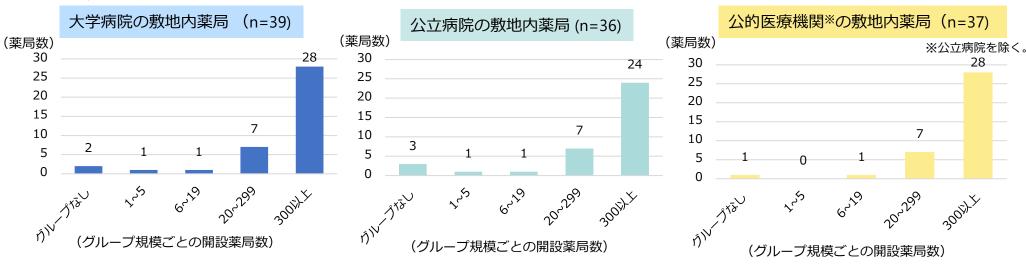


複数の敷地内薬局

いわゆる敷地内薬局の状況

- 大学病院などの特定の病院においては、敷地内薬局の運営の多くが300店舗以上の同一グループによるものであり、特定のグループが多くを占めていた。
- 〇 病院側も、公募要件で敷地内薬局の運営実績を求める場合があり、開設できる法人が限られる。

■ 病院の敷地内薬局の状況(令和4年7月1日時点)



■ 敷地内薬局数上位の同一グループ会社

大学病院の敷地内薬局 (n=39)

A社	9 店舗	23.1%
B社	8店舗	20.5%
C社	4 店舗	7.7%

(略)

出典:保険局医療課調べ(令和4年7月1日時点)

公立病院の敷地内薬局 (n=36)

B社	9 店舗	25.7%
A社	4 店舗	11.4%
D社	4 店舗	11.4%

公的医療機関※の敷地内薬局(n=37)

A社	18店舗	48.6%
B社	8店舗	21.6%
E社	3店舗	8.1%

※公立病院を除く。

■ 医療機関における敷地内薬局の募集要件において、複数の敷地内薬局を有している薬局運営法人の誘致を意識した例

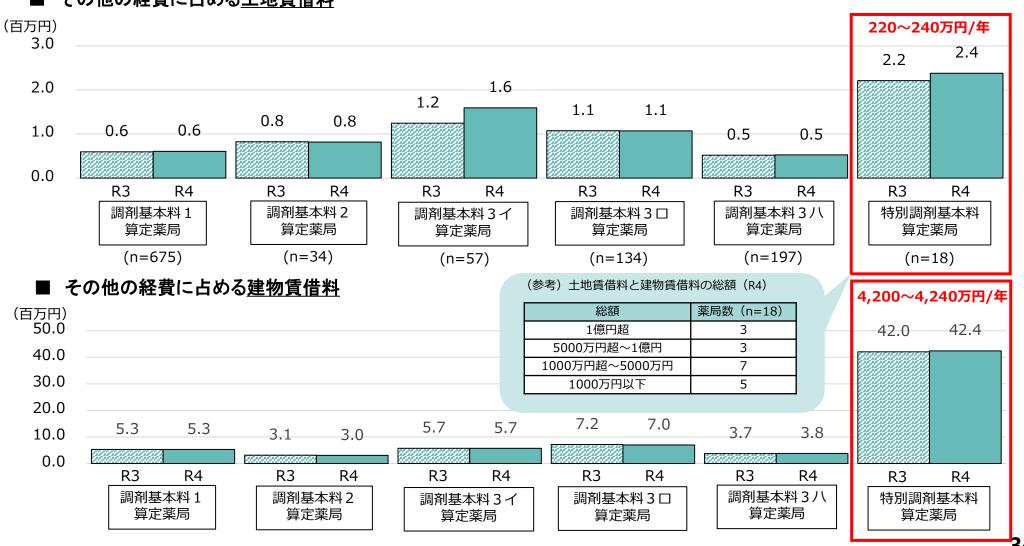
以下の要件を満たしていること。

- 法人の財務状況が良好であること。
- 本来、医療機関の敷地内の開設実績の有無で薬局の機能に違いがないにもかかわらず、意図的に敷地内薬局の実績をもつ法人を誘致しようとする要件を求めることがある
- 300 床以上の病院にて敷地内保険調剤薬局の運営実績を有し、現在も継続していること。

薬局における土地賃借料、建物賃借料(基本料別)

〇 特別調剤基本料を算定する薬局においては、医療経済実態調査における「その他の経費」に占める土地 賃借料、建物賃借料の額が突出して高く、医療機関との不動産取引による影響が大きいと考えられる。

■ その他の経費に占める土地賃借料

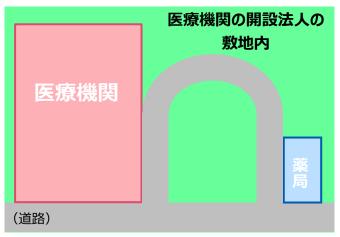


独立した構造の保険医療機関と保険薬局イメージ

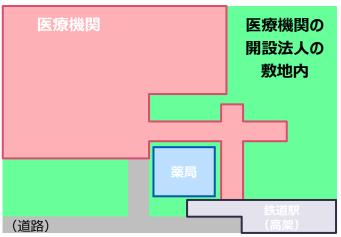
- 〇 保険医療機関と保険薬局の独立性を確保するため、薬担規則において保険薬局は「保険医療機関との 一体的な構造」であることを禁止している。(例:医療機関と薬局が専用通路でつながっている)
- 上記規定を満たすとされているものの、医療機関の敷地内にあることと建物の構造上の関係から、利用する患者・家族等にとって医療機関と薬局が一体となっていると認識されてもおかしくない事例も存在する。
 - 敷地内にある建物に薬局を誘致



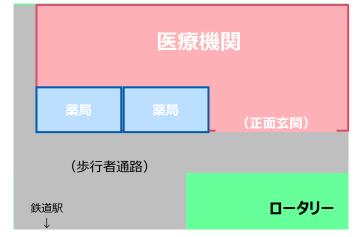
■ 医療機関の敷地内に新たに建物を建設して薬局を誘致



■ 医療機関の敷地内に薬局を誘致し新たに建物を建設



■ 医療機関の移転に伴って薬局を誘致



医療機関における敷地内薬局との連携状況

中医協 総一3 5. 7. 26

- 敷地内薬局があると回答した医療機関のうち、敷地内薬局と連携ありと回答した割合は38.9%と低く、医療機関側からみると連携していると認識されていないことが多い状況であった。
- 連携ありの場合の具体的な連携内容は、「処方内容の問い合わせに関する業務の簡素化」が多かったが、全体の回答状況としては、連携していると認識されている項目が少なかった。

■ 医療機関における敷地内薬局の有無(n=452)

	医療機関数	割合 (%)
敷地内薬局あり	18	4 .0
敷地内薬局なし	434	96.0

■ 敷地内薬局との連携の有無 (n=18)

	医療機関数	割合 (%)
連携あり	7	38.9
連携なし	11	61.1

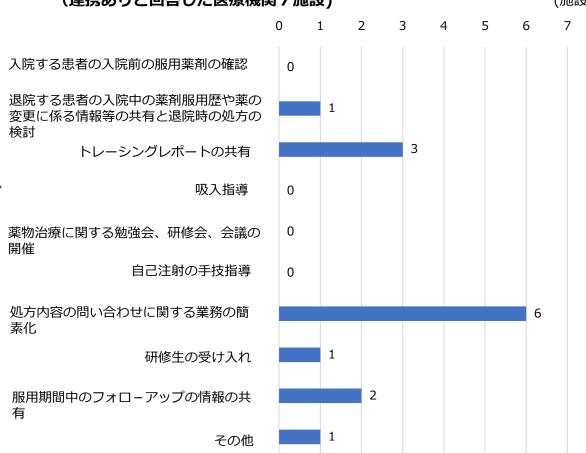
出典:令和4年度厚生労働省保険局医療課委託調査 「医療機関の薬剤師における業務実態調査」

(参考) 令和3年度の上記と同様の調査では、具体的連携内容は調査していないが、敷地内薬局を有する医療機関の連携状況は以下のとおりであり、同様の傾向であった。

	医療機関数	割合 (%)
連携あり	17	43.6
連携なし	22	56.4

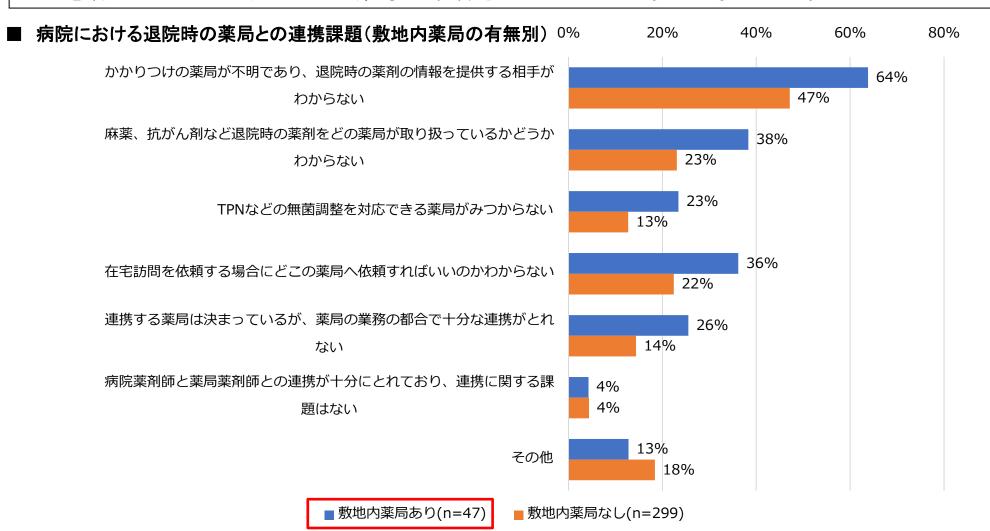
■ 敷地内薬局との連携内容(複数回答) (連携ありと回答した医療機関7施設)

(施設数)



医療機関における退院時の薬局との連携に関する課題

- 敷地内薬局がある医療機関では、敷地内薬局がない医療機関と比較して、薬剤の情報提供先の薬局が わからないなど、退院時の薬局との連携の課題を持つ割合が多かった。
- 退院患者の居住地によるため一概には説明できないが、医療機関からみると、敷地内の薬局は、退院する患者にとってのかかりつけとなる薬局とは認識されていないことが多いと考えられる。



がん等の専門的な薬学的管理の実施状況

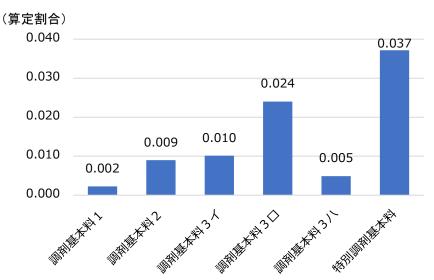
- 特別調剤基本料を算定する薬局においては、がん患者に対する薬学的管理の評価である特定薬剤管理 指導加算2や、医療用麻薬を使用する患者に対する薬学的管理の評価である麻薬管理指導加算の算定 割合が高い。
- 地域における高度な薬学管理を担う役割を果たしていると考えられる一方で、そのような機能は、同一敷地にある医療機関に対応した役割を果たしているにすぎないともいえる。

■薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ(令和4年7月11日)

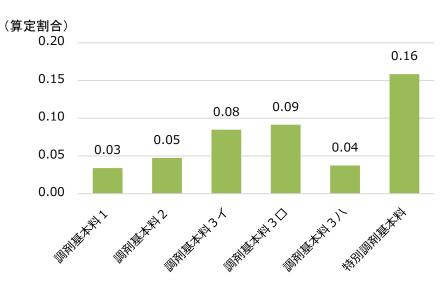
第4 具体的な対策

- 4. 地域における薬剤師の役割
- (4)その他
- ③敷地内薬局
- 一方で、希少疾患やがんなどに対する高度な医療を提供する病院の敷地内薬局の場合、高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等、地域の 薬局では果たせない役割を持つ場合があるのではないかという意見や、ターミナルケアや高度な薬学管理といった機能分化が必要な場合が あるのではないかという意見があった。

■ 特定薬剤管理指導加算2の算定状況 (がん患者に対する薬局での薬学的管理等の評価)



■ 麻薬管理指導加算の算定状況 (医療用麻薬を使用する患者に対する薬局での薬学的管理等の評価)



構造設備規制の見直しに伴う敷地内薬局の現状

○ 平成28年に「保険薬局の独立性と患者の利便性」の両立を図る観点から保険薬局における構造設備規制を見直したことで、いわゆるフェンス規制が廃止され、医療機関と薬局との間にフェンス等を設ける必要がなくなったことから、公道に面していない医療機関の敷地内に薬局を開設することが可能となったが、以下のような現状がある。

(医療機関と薬局の独立性)

- 医療機関と薬局の独立性の規定は、昭和時代からの双方の不適切な事案を踏まえ、その都度関連規定の見直しが行われ、平成 28年には構造設備規制が見直された。
- 昨今、医療機関の敷地内に薬局を開設することが多くなっている中で、医療機関側で薬局開設等を行う事業者に対して公募型プロポーザル方式にて薬局を公募する際の公募要件で、薬局の開局時間や機能の指定、病院の業務の軽減を求める取組を条件することがあるなど、医療機関と独立した機能を持つべき薬局に対して、医療機関側の意向が強く示されている内容が散見される。
- 薬局開設者は300店舗以上のグループによる場合が多く、一部のグループに偏って開設されている。医療機関側も、公募の際に 敷地内薬局の運営実績を求めることがあり、開設できる法人が限られる事例もある。
- 構造設備規制の見直し後も保険医療機関と保険薬局の構造上の独立性を確保することが引き続き求められているものの、医療機関の建物に関係する場所に薬局が開設されることで、一体的な構造と認識されてもおかしくない状況になっている。(同一建物に医療機関と薬局が開設している、いわゆる医療モールとは状況が異なり、一体的な要素がかなり強くなっている)
- このような状況が今後さらに進んでいくと、医療機関と薬局との間の独立した関係性に影響を与えかねない。

(敷地内薬局の経営状況)

- 〇 敷地内薬局の経営実態は、損益率が令和4年改定を経ても増加しており、損益額は高い傾向がある。
- 薬局の収益構造に関して、特別調剤基本料を算定している薬局では、薬局の費用としては「医薬品等費」とその他の費用のうち土 地賃借料、建物賃借料の費用が、他の基本料を算定している薬局より突出して高い。

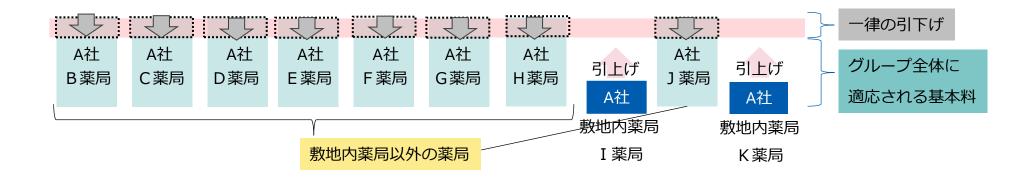
(薬局のかかりつけ機能)

- 医療機関の敷地に開設しているにもかかわらず、医療機関から連携先と認識されていない薬局が多く、退院患者に対して、当該 薬局が利用先とは考えられていない傾向がある。敷地の医療機関に対応して高度な薬学管理を担う機能を有している場合がある。
- 厚生労働省の薬局関係の会議においても、特定の医療機関に依存する薬局に関しては、患者本位の医薬分業とはならないことが指摘されており、敷地内薬局の実態を踏まえて、議論を進めることとされている。
- ⇒ 診療報酬においては、令和6年度改定では現状分析を踏まえたこれまでの情報に基づき対応するとともに、今後の敷地 内薬局の実態に基づき、次期改定以降でさらなる対応を検討することが考えられる。

39

特別調剤基本料の薬局を有する開設者の体制評価(イメージ)

- 特別調剤基本料を算定する薬局の収益構造や経営実態等を踏まえ、調剤基本料では開設者(グループ) 単位での体制評価がなれされていることも考慮すると、敷地内薬局を有する開設者(グループ)として評価することも考えられる。
 - 例えば、敷地内薬局の調剤基本料を特例で引き下げるのではなく、敷地内薬局の調剤基本料は通常の処方箋集中率等で評価するとともに(現行の特別調剤基本料から引き上がる)、敷地内薬局の開設実態に応じて開設者全体の薬局の調剤基本料で調整することが考えられるのではないか。



※ 特別調剤基本料を算定している薬局における地域支援体制加算/後発医薬品調剤体制加算、服薬情報等提供料の 取扱いは、個々の評価の見直しはあり得るとしても、引き続き敷地内薬局に限る措置とすることが考えられる。

- 1. 調剤基本料
 - (1)総論
 - (2)特別調剤基本料
- 2. 地域支援体制加算
- 3. その他の個別事項

地域医療に貢献する薬局の評価

▶ かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、医薬品の備蓄、在宅医療への参画、多職種との連携などを通じて地域医療に 貢献する薬局の体制等を地域支援体制加算として評価している。

【地域支援体制加算の施設基準】

- (1) 地域医療に貢献する体制を有することを示す実績
- (2) 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている
- (3) 患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する情報を提供している
- (4) 一定時間以上の開局
- (5) 十分な数の医薬品の備蓄、周知
- (6) 薬学的管理・指導の体制整備、在宅に係る体制の情報提供
- (7) 24時間調剤、在宅対応体制の整備
- (8) 在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携 体制
- (9) 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- (10) 医療安全に資する取組実績の報告
- (11) 集中率85%超の薬局は、後発品の調剤割合50%以上

(1薬局当たりの年間の回数)

- 麻薬小売業者の免許を受けていること。
- ② 在宅薬剤管理の実績 24回以上
- 3 かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出を行っていること。4 服薬情報等提供料の実績 12回以上
- **⑤** 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を 取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に1回以上出席

(①~⑧は処方箋受付1万回当たりの年間回数、⑨は薬局当たりの年間の回数)

- ① 夜間・休日等の対応実績 400回以上
- ② 麻薬の調剤実績 10回以上
- ③ 重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 40回以上
- ④ かかりつけ薬剤師指導料等の実績 40回以上
- ⑤ 外来服薬支援料の実績 12回以上
- ⑥ 服用薬剤調整支援料の実績 1回以上
- ⑦ 単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績 24回以上
- ⑧ 服薬情報等提供料の実績 60回以上
- 9 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を 取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に5回以上出席

地域支援体制加算1 39点

●~❸を満たした上で、●又は⑤を満たすこと。

地域支援体制加算 2 47点

地域支援体制加算1の要件を満たした上で、①~9の うち3つ以上を満たすこと。

調剤基本料1以外

地域支援体制加算3 17点

麻薬小売業者の免許を受けている上で、①~⑨のうち ④及び⑦を含む3つ以上を満たすこと。

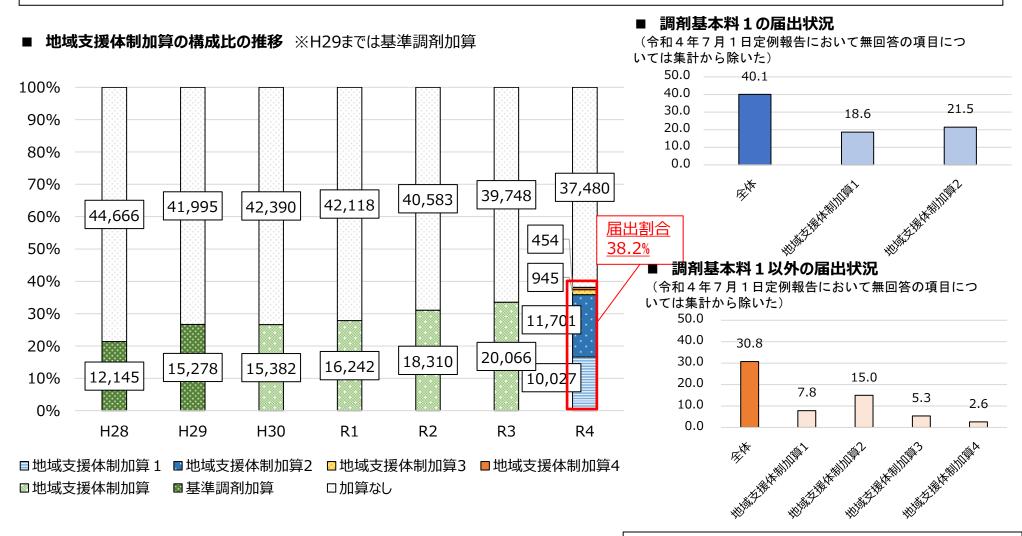
地域支援体制加算4 39点

①~⑨のうち、8つ以上を満たすこと。

地域支援体制加算の現状等

中医協 総一3

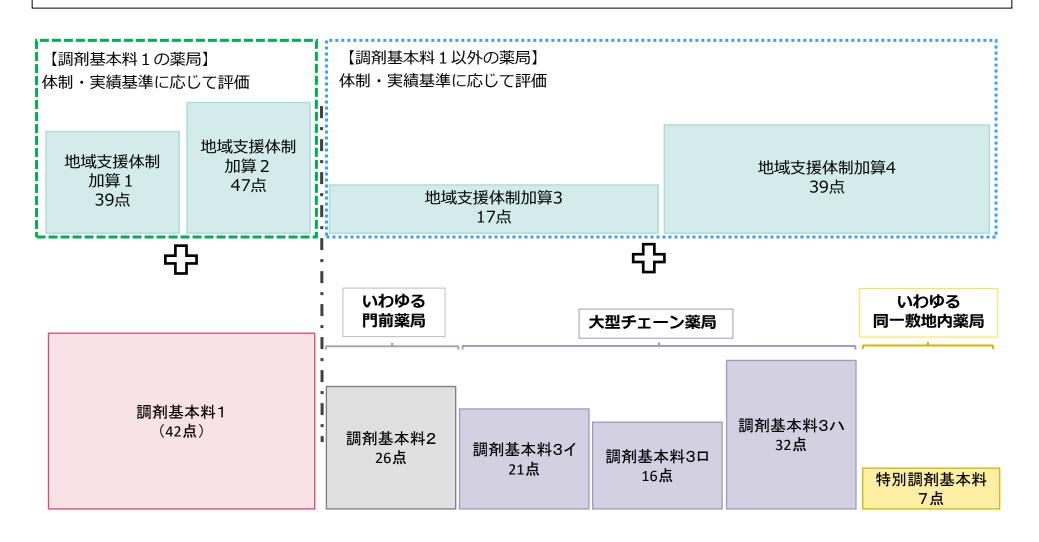
- 〇 地域支援体制加算の届出をしている薬局は令和4年度で38.2%であり、増加傾向である。
- ご調剤基本料1の薬局では約4割、調剤基本料1以外の薬局では約3割が届出をしている。



※ 経過措置:令和4年度は経過措置により基本料3ハの薬局で も基本料1を算定可能としている

調剤基本料及び地域支援体制加算の評価構造(イメージ)

○ 個々の薬局の様態に応じた評価として「調剤基本料」が、薬局の体制や実績に応じた評価として「地域支援体制加算」がそれぞれ設定されている。



地域支援体制加算の施設基準

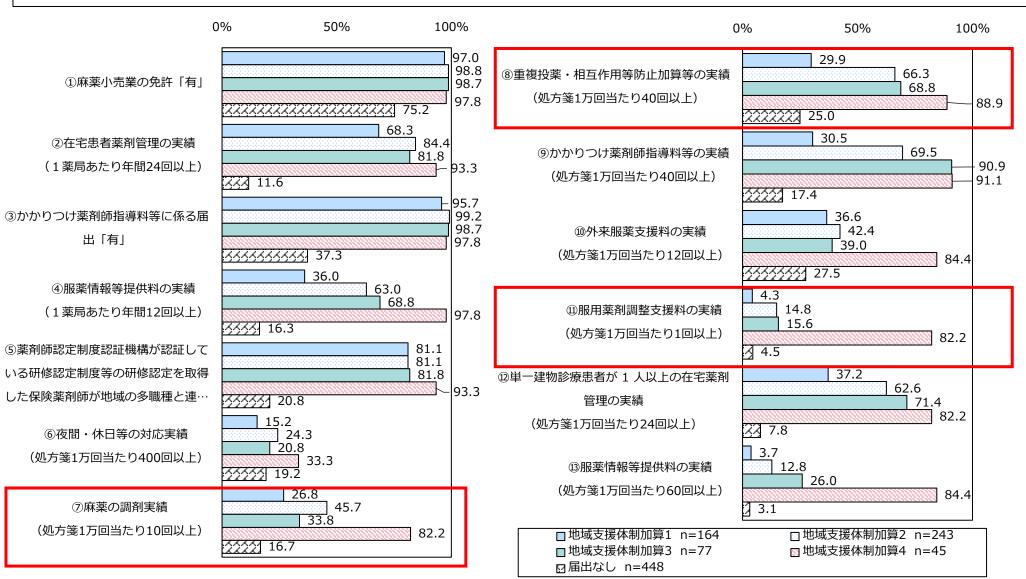
■ 地域支援体制加算の施設基準

- (1) 地域医療に貢献する体制を有することを示す実績
- (2) 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている
- (3) 患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する情報を提供している
- (4) 一定時間以上の開局
- (5)十分な数の医薬品の備蓄、周知
- (6)薬学的管理・指導の体制整備、在宅に係る体制の情報提供
- (7)24時間調剤、在宅対応体制の整備
- (8) 在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携体制
- (9) 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- (10) 医療安全に資する取組実績の報告
- (11) 集中率85%超の薬局は、後発品の調剤割合50%以上

地域支援体制加算に係る実績要件	地域支援体制加	地域支援体制加	地域支援体制加	地域支援体制加
<1薬局あたりの実績>	算1 39点	算2 47点	算3 17点	算4 39点
● 麻薬小売業者の免許を受けていること。	必須	必須	必須	
❷ 在宅患者薬剤管理の実績 24回	必須	必須		
動かりつけ薬剤師指導料等に係る届出を行っていること	必須	必須		
● 服薬情報等提供料の実績 12回				要件なし
● 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に1回以上出席	∌ または り を	を満たすこと		
<①~⑧は処方箋受付1万回あたりの年間回数、⑨は薬局あたりの年間回数>	·			
① 夜間・休日等の対応実績 400回				
② 麻薬の調剤実績 10回				
③ 重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 40回				
④ かかりつけ薬剤師指導料等の実績 40回			①~⑨のうち④	
⑤ 外来服薬支援料の実績 12回		①~⑨のうち3	及び⑦を含む3	①~⑨のうち8
⑥ 服用薬剤調整支援料の実績 1回	要件なし	つ以上を満たす	つ以上を満たす	つ以上を満たす
⑦ 単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績 24回		こと	こと	こと
⑧ 服薬情報等提供料の実績 60回				
⑨ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に5回以上出席	各加	 加算によって乳 	 実績要件が異な 	51

地域支援体制加算の実績要件

○ 地域支援体制加算を届け出ている薬局のうち、特に重複投薬・相互作用等防止加算等の実績、服用薬剤調整支援料、麻薬の調剤等の実績要件については、加算1~4によって各算定状況の違いが認められた。

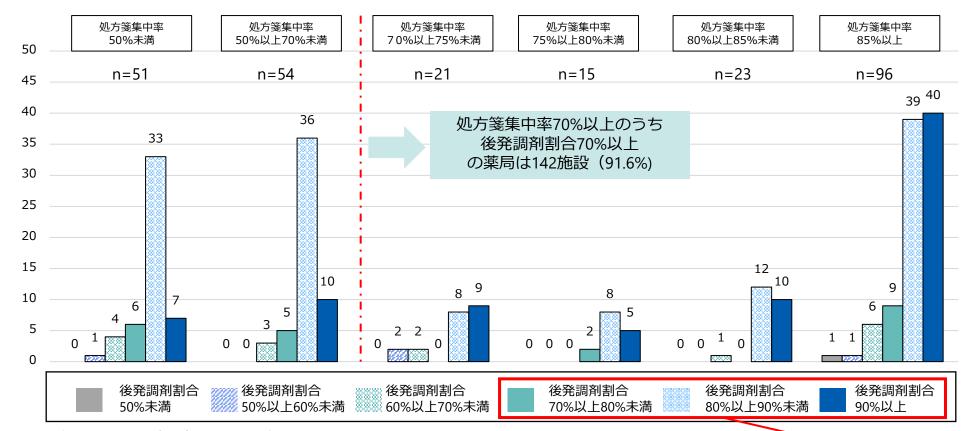


地域支援体制加算の算定状況と後発医薬品の調剤割合

〇 地域支援体制加算を算定する薬局260施設のうち91.9%で後発調剤割合が70%以上であった。

■地域支援体制加算を算定する薬局の後発医薬品の調剤割合(n=260)

(※無回答は除いた)

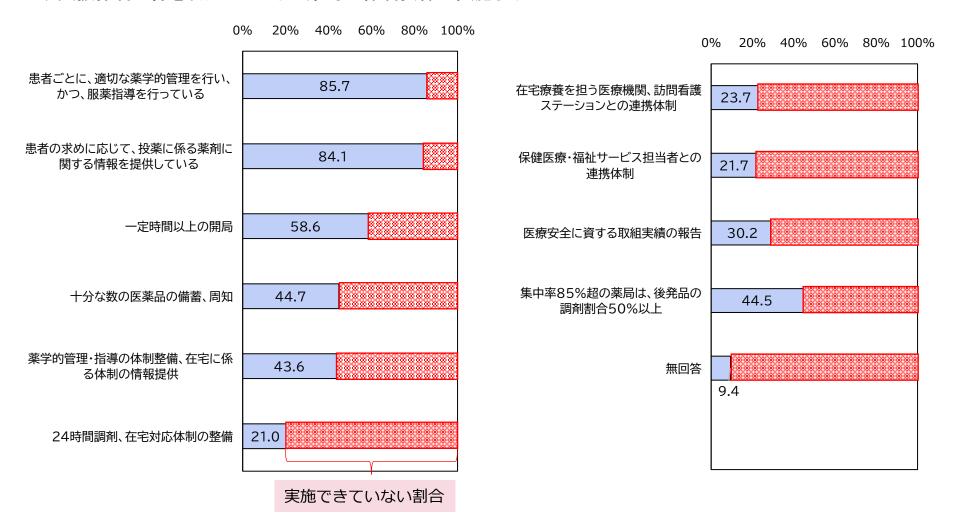


後発医薬品調剤割合(令和5年6月)

後発調剤割合70%以上の薬局は 全体の217施設(91.9%)

地域支援体制加算を届出していない薬局の状況

- 〇 地域支援体制加算を届け出ていない薬局のうち、実施できている割合が低い要件としては、24 時間調剤、在宅対応体制の整備、保健医療・福祉サービス担当者との連携等であった。
- 地域支援体制加算を届出していない薬局の体制要件の実施状況(n=447)



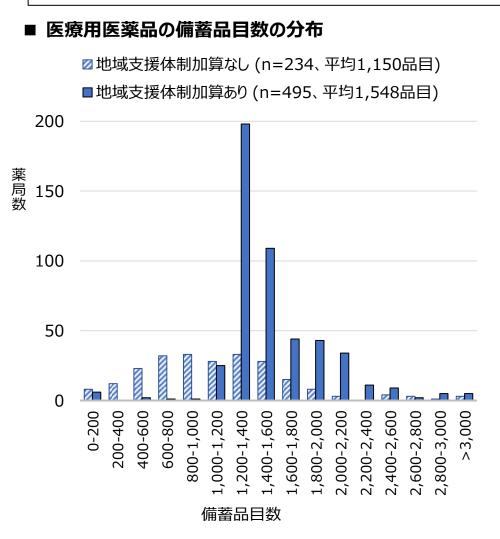
薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ(令和4年6月30日)

- 薬局は、処方箋を持たなくても住民がアクセスできるような業務を行うべきとされており、市販薬の提供など健康サポート機能の取組、公衆衛生・感染防止対策等への対応、女性の健康に関する相談等の対応が求められる。
 - 2. (1) 今後の薬剤師が目指す姿
- ① 薬局
- 処方箋枚数は、高齢者人口の増加等により当面は増加するが、将来的には減少すると予測されていることから、これまでのような医薬分業の進展に伴う処方箋の増加に対応したビジネスモデルは成り立たなくなり、薬局の本来の役割を発揮するためには、**処方箋を持たなくても住民がアクセスできるような業務を行うべきである。** 調剤だけが薬局の役割であるかのような「調剤薬局」という名称が用いられる状況は変えていくべきである。
- 薬局では住民の生活を支えていく取組も必要となる。健康に関する関心・正しい理解、予防・健康づくり(セルフケア)を推進し、症状に応じて適切な市販薬を使用するセルフメディケーションを支援するため、要指導医薬品・一般用医薬品、薬局製剤、衛生材料、介護用品等の提供や必要な情報提供・相談対応等の健康サポート機能の取組が必要である。(例えば、薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施、健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組、医師や保健師と連携した糖尿病予防教室や管理栄養士と連携した栄養相談会の開催など)
- <u>災害時の医薬品供給や衛生管理(避難所等の消毒、感染症対策等の対応等)や学校等での公衆衛生(環境衛生、薬物乱用対策等)、感染症防止対策等への対応も求められる。</u>今は新型コロナウイルス感染症対応、特にワクチンの一連の接種体制への積極的な関与も重要な役割である。(医療機関の薬剤師も同様)
- また、緊急避妊薬の取扱いにあたっては、現在はオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤の対応に関する研修が進められているが、このような研修の推進も含む取組により、薬剤師として女性の健康に関する相談等の 適切な対応もできるようにすべきである。

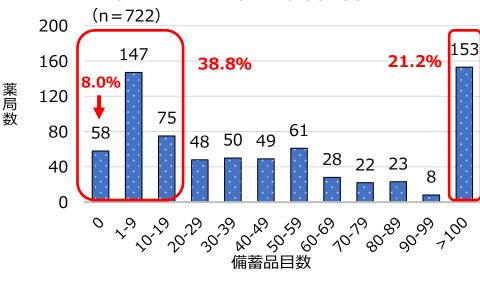
薬局における医薬品の備蓄状況

中医協 総一3 5. 7. 26

- 医療用医薬品の備蓄品目数は、地域支援体制加算の算定薬局の方が多い傾向があった。
- 〇 要指導医薬品・一般用医薬品の備蓄品目数は、100品目以上の薬局が21.2%である一方で、19品目以下の薬局が38.8%、置いていない薬局が8.0%であった。



■ 要指導医薬品・一般用医薬品の備蓄品目数の分布



薬局の区分別の集計	平均備蓄品目数
全体(n=722) ※上記分布	95
地域支援体制加算あり(n=483)	83
健康サポート薬局 (n=218)	123
いずれもなし(n=189)	67

薬局における禁煙の取組

○ 健康増進法において薬局は敷地内禁煙となる第一種施設に該当するが、一部の薬局においては施設内の禁煙がされておらず、薬局又は併設する店舗販売業(=市販薬を販売する店舗)において、たばこが販売されている。

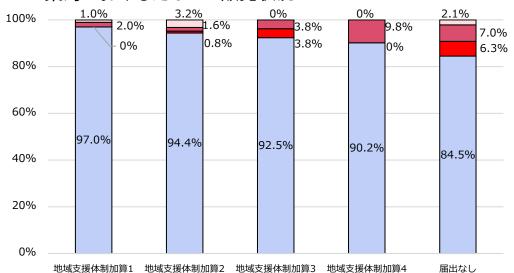
健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)

敷地内禁煙となる第一種施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者である①二十歳未満の者、②患者、③妊婦が主たる利用者である以下の施設とする。

- ・学校教育法第1条に規定する学校(専ら大学院の用途に供する施設を除く。)その他二十歳未満の者が主として利用する教育施設等
- 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局
- 以下略

薬局の施設内禁煙の状況 0% 100% 4.0% 3.2% 4.6% 5.7% 4.0% 1.9% 3.5% 5.9% 80% 60% 00.0% 92.5% 91.2% 90.5% 89.1% 40% 20% 0% 地域支援体制加算1 地域支援体制加算2 地域支援体制加算3 地域支援体制加算4 届出なし 地域支援体制加算 1: n=101 ■施設内は全面禁煙 地域支援体制加算 2: n=125 ■施設内に喫煙可能な場所を設けている 地域支援体制加算 3: n=53 ■禁煙にはしていない 地域支援体制加算 4:n=41 届出なし: n=284 □無回答

■ 薬局におけるたばこの販売状況



□無回答

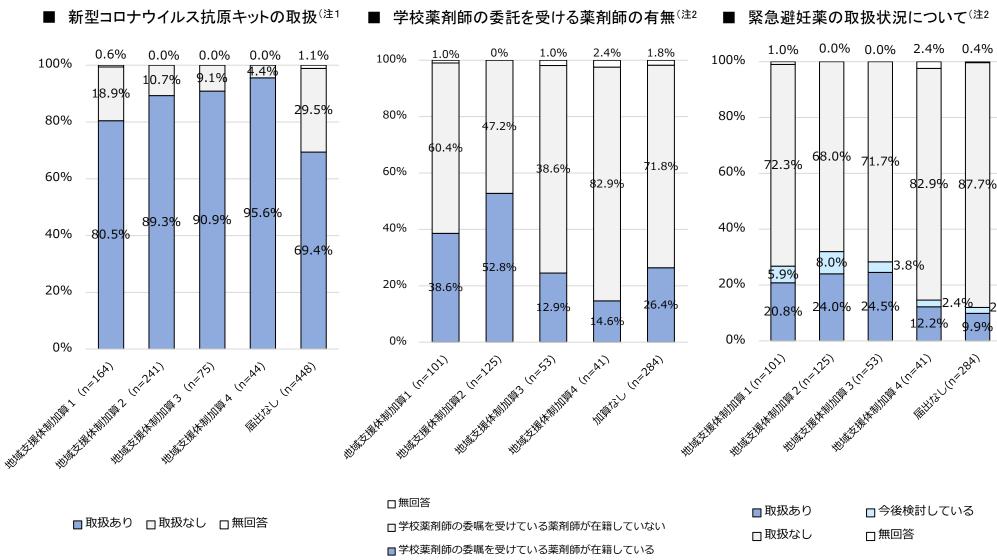
- ■薬局では販売していないが、併設店舗販売業では販売している
- ■販売している
- ■併設する店舗販売業を含めて販売していない

地域支援体制加算 1: n=101 地域支援体制加算 2: n=125 地域支援体制加算 3: n=53 地域支援体制加算 4:n=41

届出なし: n=284

薬局におけるその他の地域住民への取組

○ 以下のような地域住民への取組については、地域支援体制加算を届け出ている薬局では、届け出ていない 薬局に比べて、それぞれの取組が多く実施されている傾向があった。



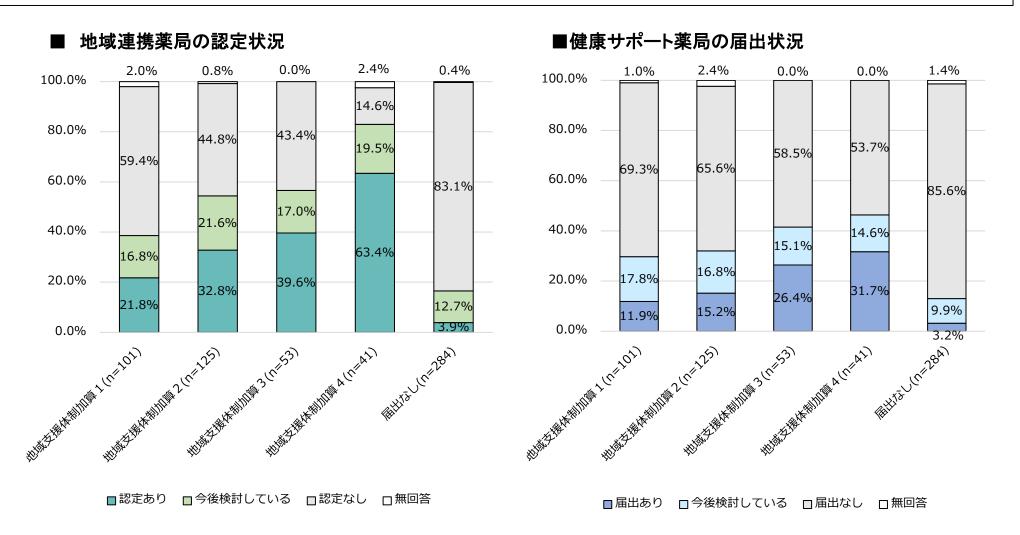
出典:注1:令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る検証調査「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査」(薬局票) 注2:令和5年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」

地域支援体制加算と地域連携薬局の要件の比較

		+44++	地 块海维莱豆			
		地域支援体制加算	地域連携薬局			
構造設備		・パーテーション等で区切られた独立したカウンター ・患者等が椅子に座った状態で服薬指導等を行うことが可能な体制(望ましい)	・利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備 (<u>相談窓口への椅子の設置、パーティションの設置等)</u> ・ <u>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備(手すり、車いすでも来局できる構造等)</u>			
情報提 供体制	会議	調基1:地域の多職種と連携する会 : 調基1以外:地域の多職種と連携する 議への出席 1回以上(薬局あたり) : 会議への出席 5回以上(薬局あたり)	・地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加 (地域ケア会議、サービス担当者会議、地域の多職種が参加する退院時カンファレンス)			
	報告 実績	調基1:服薬情報等提供料の実績 12回以上 調基1以外:服薬情報等提供料の実績 60回以上	・地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績(<u>月平均30回以</u> 上)			
	報告 体制	・医薬品の情報提供の体制	・ 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制 ・ 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制			
専門的な薬学	開局時間	・調剤及び在宅業務に24時間対応できる体制 ・調基1以外:夜間・休日等の対応実績 400回以上	・ 開店時間外の相談に対応する体制 ・ 休日及び夜間の調剤応需体制			
的基別 に調び の が ま が 業 制 が 業 制	調剤体制	・1,200品目以上の保険調剤に係る医薬品の備蓄 ・麻薬小売業者の免許(調基1以外:麻薬の調剤実績10回以上)	・ <u>在庫医薬品を他の薬局に提供する体制</u> ・ 麻薬の調剤応需体制 ・ 無菌製剤処理の実施体制(他の薬局の無菌調剤室を利用する場合も含む)			
	医療 安全 対策	・ プレアボイド事例の報告、副作用報告の体制、PMDAメディナビへの登録	・ 医療安全対策(医薬品に係る副作用等の報告の対応、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加等)			
	継続 勤 務· 研修	 管理薬剤師に対する要件(5年以上の勤務、週32時間以上の勤務、当該薬局での1年以上の勤務) かかりつけ薬剤師指導料等の届出(調基1以外:算定実績40回以上) 定期的な研修受講 	・ 1年以上継続勤務する常勤薬剤師の人数 <u>(常勤薬剤師の半数以上)</u> ・ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤勤務薬剤師の人数 <u>(常勤薬剤師の半数以上)</u> ・ 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講 <u>(全ての薬剤師が毎年継続的に受講)</u> ・ 地域の医療施設に対して医薬品に関する情報提供実績(地域の医薬品情報室)			
在宅対 応	実績	調基1:在宅患者薬剤管理の実績 調基1以外:単一建物診療患者が1人 24回以上 の在宅薬剤管理の実績 24回以上	・在宅患者薬剤管理の実績(月平均2回以上)			
	体制	・ 医療材料・衛生材料の供給体制・ 在宅業務実施体制の周知・ 在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、訪問看護ステーションとの連携体制、・ 介護支援専門員(ケアマネージャー)、社会福祉士等の他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携体制、地域包括ケアセンターとの必要な連携	・ 医療機器及び衛生材料の提供体制(<u>高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業許可</u>) 」 (参考)健康サポート薬局の届出要件において、OTCの取扱いは「基本的な			
その他		・後発医薬品の調剤割合50%以上(集中率85%以上のみ) ・ O T C の販売 ◆ ・生活習慣全般に係る相談応需・対応(健康情報拠点)	薬効群を原則としつつ、地域の実情に応じて、当該薬局において供給すること」とされており、「基本的薬効群」として解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、整腸剤など48薬効群が示されている。			
		・ 調基 1 以外:重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 40回以上 ・ 調基 1 以外:外来服薬支援料の実績 12回以上 ・ 調基 1 以外:服用薬剤調整支援料の実績 1 回以上				

地域支援体制加算と認定薬局等の状況

○ 医薬品医療機器等法に基づく地域連携薬局の認定、健康サポート薬局の届出については、地域支援体制加算を届け出ている薬局では、届け出ていない薬局に比べて、認定・届出状況が高い傾向がある。



(参考) 地域連携薬局と健康サポート薬局の現状

○ 医薬品医療機器等法に基づく地域連携薬局の認定薬局数、健康サポート薬局の届出薬局数は 以下のとおり。

全数 3,968 (令和5年10月31日時点)							
北海道	208	東京都	670	滋賀県	4 5	徳島県	2 2
青森県	2 7	神奈川県	362	京都府	114	香川県	3 9
岩手県	2 3	新潟県	7 9	大阪府	271	愛媛県	3 6
宮城県	8 3	山梨県	1 3	兵庫県	158	高知県	2 1
秋田県	16	長野県	4 4	奈良県	3 0	福岡県	1 1 5
山形県	2 3	富山県	3 7	和歌山県	16	佐賀県	8
福島県	62	石川県	4 0	鳥取県	2 0	長崎県	2 8
茨城県	139	岐阜県	4.7	島根県	1 3	熊本県	3 6
栃木県	5 7	静岡県	115	岡山県	4 4	大分県	3 2
群馬県	5 2	愛知県	1 4 0	広島県	9 6	宮崎県	2 2
埼玉県	243	三重県	5 4	山口県	2 9	鹿児島県	3 3
千葉県	188	福井県	1 2			沖縄県	6

健康サポート薬局数

全数 3,123 (令和5年9月30日時点)

北海道	154	東京都	385	滋賀県	27	徳島県	26
青森県	3 3	神奈川県	193	京都府	42	香川県	4 0
岩手県	2 5	新潟県	5 9	大阪府	300	愛媛県	4 2
宮城県	4 7	山梨県	1 2	兵庫県	7 1	高知県	2 3
秋田県	3 4	長野県	77	奈良県	26	福岡県	124
山形県	2 6	富山県	19	和歌山県	5 1	佐賀県	1 5
福島県	78	石川県	4 1	鳥取県	9	長崎県	3 4
茨城県	104	岐阜県	3 7	島根県	18	熊本県	4 4
栃木県	5 0	静岡県	7 1	岡山県	6 3	大分県	2 9
群馬県	47	愛知県	9 6	広島県	75	宮崎県	1 7
埼玉県	184	三重県	4 9	山口県	47	鹿児島県	2 0
千葉県	1 2 5	福井県	16			沖縄県	1 8
				4			

新興感染症の発生時等における薬局の体制の評価

中医協 総一 2

○ 災害や新興感染症の発生時等においても薬局が継続して地域の医薬品供給や衛生管理に関する対応 等を維持できる体制を評価する観点から、令和4年度診療報酬改定において連携強化加算を新設。

調剤基本料 連携強化加算:2点

[算定要件の概要]

地域支援体制加算を算定している場合に、他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、<u>災害又は新興感染症の</u> 発生時等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において調剤を行った場合に所定点数を加算する。

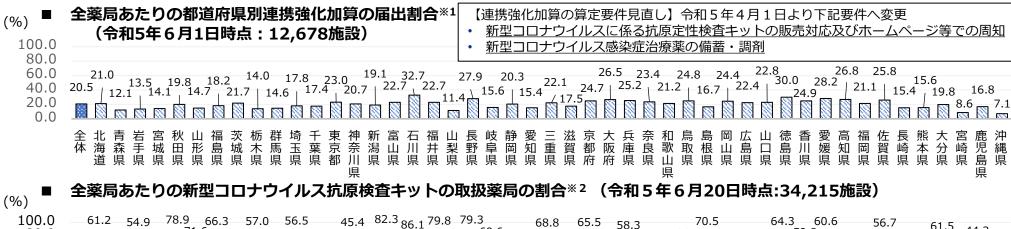
「施設基準の概要」

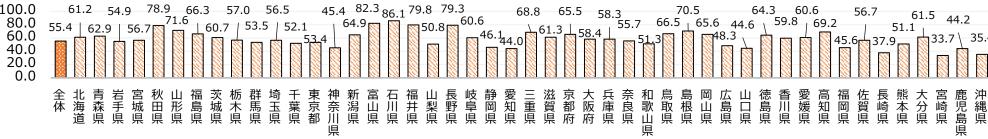
- ■医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制の確保
 - ・医薬品の提供施設として薬局機能の維持
 - ・避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等
 - ・災害の発生時における体制や対応についての手順書等の作成と薬局内の職員への共有
 - ・医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等に関する研修の実施
- ■都道府県等と適切に連携するために地域の協議会又は研修等に積極的に参加
 - ・地域の協議会、研修又は訓練等への参加の計画の作成(年1回程度の参加が望ましい)
 - ・必要に応じて地域の他の保険薬局等との協議会等の結果の共有
- ■体制を確保していることについてホームページ等で広く周知
 - ・体制を確保していることについて薬局内での掲示又は当該薬局のホームページ等において公表
- ■都道府県等からの協力要請があった場合に地域の関係機関と連携し必要な対応を実施(※)
 - ・夜間休日など含めて新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売体制を備えていること
 - ・新型コロナウイルス感染症治療薬を自局で備蓄・調剤していること
 - ※令和4年4月の施行当初はPCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として登録・実施とホームページ等での周知することを要件としていたが、令和5年4月より現在の規定に改正

薬局における新型コロナウイルス感染症への対応状況①

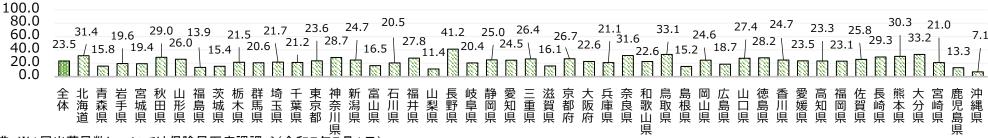
中医協 総一 2 5. 7. 2 6

○ 薬局において約2割が連携強化加算の届出を行っており、検査キットや治療薬の対応も実際に行っていた。





(%) ■ 全薬局あたりの新型コロナ治療薬(ラゲブリオ:一般流通品)の調剤実績のある薬局の割合^{※3} (令和4年12月時点:14,511施設



出典:※1届出薬局数については保険局医療課調べ(令和5年5月1日

^{- ※2}新型コロナウイルス抗原検査キットの取扱薬局は新型コロナウイルス抗原検査キットの取扱薬局・店舗マップ・リストのホームページ参照(令和5月6月時点)

^{※3}新型コロナウイルス治療薬の調剤実績についてはNDBデータ(令和4年12月診療分)

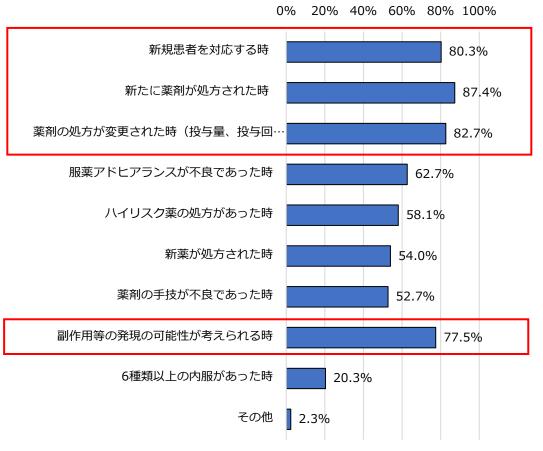
^{※4}薬局数については令和4年度衛生行政報告参照(令和3年度61,791施設)

- 1. 調剤基本料
 - (1)総論
 - (2)特別調剤基本料
- 2. 地域支援体制加算
- 3. その他の個別事項

服薬指導の状況

- 特に充実した服薬指導が必要と考える場面として、「薬剤の処方が変更された時」、「新たに薬剤が処方され た時」、「新規患者を対応する時」、「副作用等の発現の可能性が考えられる時」が多く挙げられた。
- 服薬指導を一律に行うのではなく、患者の状況や処方に変化があるタイミングで特に充実した服薬指導が必 要と考えられている。

特に充実した服薬指導が必要と考える場面 (複数回答)(n=1.030)



特定薬剤管理指導加算1(ハイリスク薬の指導)

特に安全管理が必要な医薬品として別に厚生労働大臣が定めるも の※を調剤した場合であって、当該医薬品の服用に関し、その服用 状況. 副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理 及び指導を行ったときには、特定薬剤管理指導加算として、10点を 所定点数に加算する。



特定薬剤管理指導加算1の算定(イメージ)

算定要件を満たせば、用法用量等の変更が無くても 毎回の算定可能



2週間



2调間



〇〇塩酸塩10mg 1錠 朝食後 (ハイリスク薬)

特定薬剤管理指

導加算1 算定

〇〇塩酸塩10mg 1錠 朝食後 (ハイリスク薬)

特定薬剤管理指

〇〇塩酸塩10mg 1錠 朝食後 (ハイリスク薬)

導加算1 算定

特定薬剤管理指 導加算1 算定

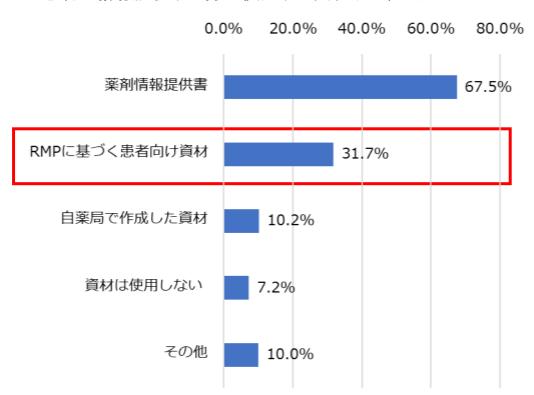
<※特に安全管理が必要な医薬品(ハイリスク薬)>

抗悪性腫瘍剤, 免疫抑制剤, 不整脈用剤, 抗てんかん剤, 血液凝固阻止剤 (内服薬に限る。), ジギタリス製剤, テオフィリン製剤, カリウム製剤(注射薬に 限る。), 精神神経用剤, 糖尿病用剤, 膵臓ホルモン剤及び抗HIV薬

出典:令和5年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」

服薬管理指導時に使用する資材

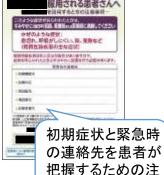
- 〇 特に充実した服薬管理指導が必要と考える場面において使用する資材として、通常の服薬指導の際に用いている「薬剤情報提供書」が67.5%のほか、「RMPに基づく患者向け資材」が31.7%使用されていた。 (RMP=リスク管理計画)
- 特に充実した服薬管理指導が必要と考える場面で 患者に情報提供する際に使用する資材(n=1,030)



患者向け資材(RMPが必要な医薬品)

➢ 添付文書等による情報提供では不足している副作用や 適正使用について患者向けにわかりやすく示した資材





意喚起カード

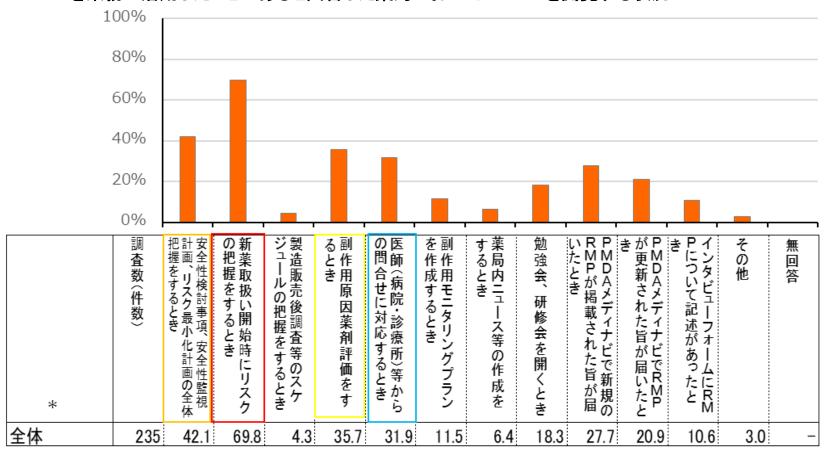
作成対象: RMPで医薬品の特性を踏まえて、添付文書等の他に 追加で情報提供が必要と判断された医薬品

※特に新薬を中心として、医薬品のリスクを最小化するための取組として、製薬企業に対して医薬品リスク管理計画(RMP)を作成することを薬事承認時に義務づけている。それに伴い、患者向けの資材が作成されるものがある。

薬局におけるリスク管理計画(RMP)の活用状況

- 〇 リスク管理計画(RMP)を業務に活用したことがある施設では、「新薬取扱い開始時のリスクの把握をすると き」にRMPを閲覧しているとの回答が最も多かった(69.8%)。
- 次いで「安全性検討事項、安全性監視計画、リスク最小化計画の全体把握をするとき(42.1%)」、「副作用原 因薬剤評価をするとき(35.7%)」、「医師(病院・診療所)等からの問い合わせに対応するとき(31.9%)」が挙げ られた。

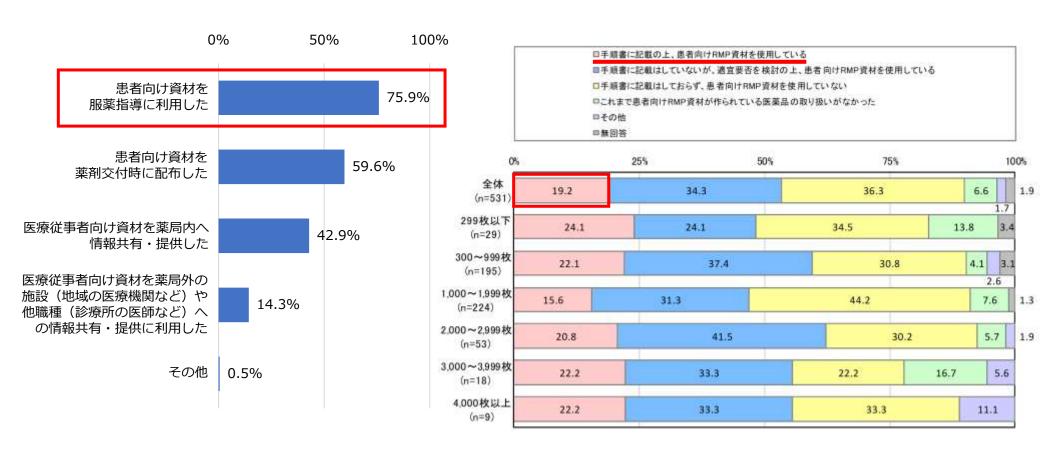
■ RMPを業務に活用したことがあると回答した薬局においてにRMPを閲覧する状況



患者への情報提供時のリスク管理計画 (RMP)の活用

- リスク管理計画に基づく資材(RMP資材)を業務に活用したことがある施設のうち、患者向けRMP資材を服薬指導に利用した施設は75.9%であり、薬局における業務の手順書等にRMPの活用に関して記載し、RMPを活用している薬局は19.2%であった。
- ■「RMP資材」について、業務に活用した事例 (「RMP資材」を業務に活用したことがある施設への 調査、複数回答、n=203)

■ 患者向けRMP資材について、それを使用して服薬指導を行ったり、 患者に配布したりすることが手順書※に記載の有無 (※医薬品の安全使用のための業務手順書として作成されている場合も含む)



リスク管理計画(RMP)に基づく患者向け情報資材の効果

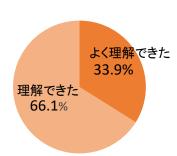
○ 抗インフルエンザ薬のRMPに基づく患者向け情報資材を活用した効果を調査したところ、読んだ全員が「よく理解できた」又は「理解できた」と回答し、服用中の対策を取った保護者が多くなっており、情報資材の活用が安全性を確保する行動につながっている。

■ 調査概要

- インターネット調査により、その配布(受領)、内容の理解、 安全対策の実施等の状況を評価
- 実施時期: 2019年2月22日~26日
- 対象:同居している未成年の子供がインフルエンザに罹患し 抗インフルエンザ薬のゾフルーザを処方された保護者
- 715名を対象に本調査を実施し、423名の回答を取得

■ 情報資材を「読んだ」と回答した保護者 における理解度*1(n=168)

※1 抗インフルエンザウイルス薬を服用後に、異常行動などの精神・神経症状が起こる可能性があるため、小児・未成年者に対してすべきことについて、どの程度理解できたか



あまり理解できなかった 0% 全く理解できなかった 0%

■ RMPに基づく情報資材(1枚目)





ゾフルーザで治療される 患者さんの保護者の方に 知っていただきたいこと

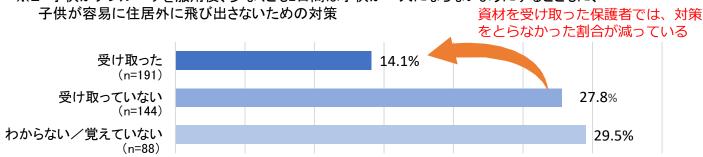
抗インフルエンザウイルス薬を服用しているかどうかや、その種類にかかわらず、インフルエンザにかかった時は、転落などの大きな事故を起こすおそれのある異常行動(急に走り出す、うろうろと歩き回るなど)があらわれることがあります。

異常行動による転落などの万が一の事故を防止する ために、保護者の方は次のことに注意してください。

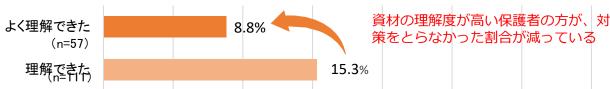
- ① 異常行動があらわれるおそれがあること
- ② 自宅で糠養する場合、少なくとも発熱から2日間、 転落などの事故を予防するための対策を取ること

■ 情報資材の受領の有無別の対策※2をとらなかった保護者の割合(n=423)

※2 子供がゾフルーザを服用後、少なくとも2日間は子供が一人にならないようにするとともに、



■ 情報資材の理解度別の対策をとらなかった保護者の割合(n=168)



出典:.成川衛ら、レギュラトリーサイエンス学会誌 2020: 10(3): 87-98.より医薬局医薬安全対策課にて作成

認知症患者に対する服薬管理の必要性

意見交換 資料-2参考1 R 5 . 4 . 1 9

- 認知症の方は薬の管理を行うことが難しく、一包化して服用時点や服用日を記入することが必須となる。
- また、一包化や服薬指導などの業務だけでなく、服薬状況をより正確に把握するためには、患者の生活 環境の把握を行うことの重要性は高い。

認知症当事者に対する服薬管理業務の主な内容と流れ

処方箋確認 ・処方提案

- 服用しやすい剤形への変更
- ・服用方法の簡易化 (服用回数を減らす、食前・食後の混在を避けるなど)
- 服用薬剤数の削減
- ・家族や介護提供者が服薬支援可能な用法・タイミングへの変更
- 認知機能が低下するリスクのある薬剤・服用できていない薬剤・ 不眠を起こすリスクのある薬剤の処方中止
- 副作用発現を受けた処方減量・中止
- 残薬管理を踏まえた処方量調整

調剤

- 一包化の加工(ライン引き・日付記入)
- ・嚥下しやすいような調剤の工夫 (粉砕、ゼリー使用など)

服薬指導

- 当時者個々の状況に合わせた指導
- 生じうる副作用の伝達
- 服用忘れ・過剰服用が生じた場合の対処法の事前説明
- 薬の併用禁忌や相互作用への注意喚起

- 外用薬の使用法に対する指導
- ・継続服用の必要性(自己判断での中止や調整を行わないこと)の伝達
- ・服薬困難な場合の対処法(粉砕、溶解、服薬ゼリー活用など)の伝達
- 薬物治療に対する理解度の確認

医薬品管理

- 服薬フォロー
- ・服薬支援ツールを用いた薬の整理
- 服薬状況の確認
- 残薬の管理・回収
- 副作用有無・程度・変化の確認
- 薬物間相互作用の確認
- 一般用医薬品や健康食品などの 服薬状況の確認

服薬支援

- 服薬への立ち合い
- 服薬の介助(吸入サポートなど)
- ・誤服用への対応

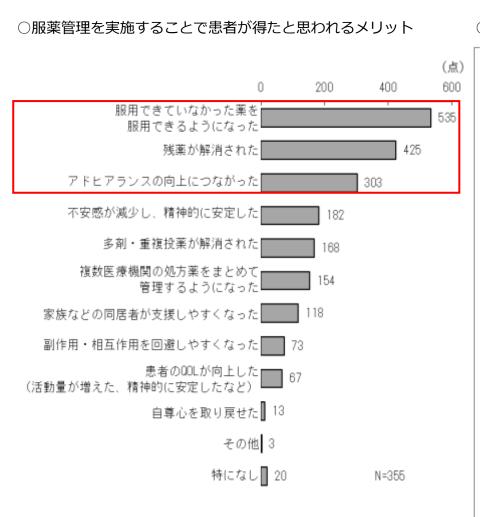
生活全般の管理・支援

- 生活環境の汚染対策
- 問題行動への対応
- BPSDの治療に関する検討
- 受診管理(電話連絡等)
- リスク因子(基礎疾患等)・防御因子 (定期的運動、社会参加等) 把握
- 生活習慣の確認
- ・当事者の不安事項の聞き取り

認知症の方に対する服薬管理のメリット

意見交換 資料-2参考1 R 5 . 4 . 1 9

○ 服薬管理を実施することで服用できていなかった薬が服用できるようになり、残薬の解消、アドヒアランス の向上など薬物治療の改善につながる。



○服薬管理の実例

飲み忘れなどによる大量の残薬



<日めくりカレンダーに一包化した薬を 貼付することにより管理>



服薬管理

く服用タイミング毎に色分けのラインを引き管理>



日本薬剤師会提供資料

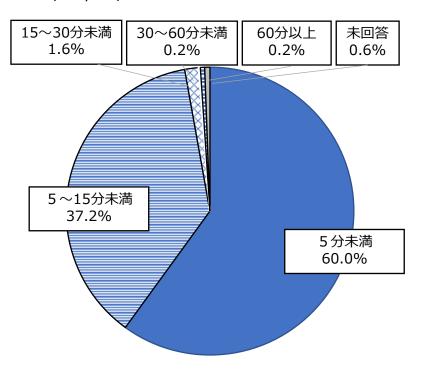
薬剤服用歴の取扱い

- 令和元年の法改正により、薬剤師法において薬局で備えることになっている調剤録に、患者へ の情報提供・指導した内容の要点等を記録することが追加され、必要事項が記録されている薬剤 服用歴があれば調剤録の要件を満たすこととされている。
 - ●薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号) (調剤録)
 - 第二十八条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。
 - 薬剤師は、薬局で調剤したときは、厚生労働省令で定めるところにより、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
 - 薬局開設者は、第一項の調剤録を、最終の記入の日から三年間、保存しなければならない。
 - ●薬剤師法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第五号) (調剤録の記入事項)
 - 第十六条 法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方箋 が調剤済みとなつた場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。
 - 患者の氏名及び年令

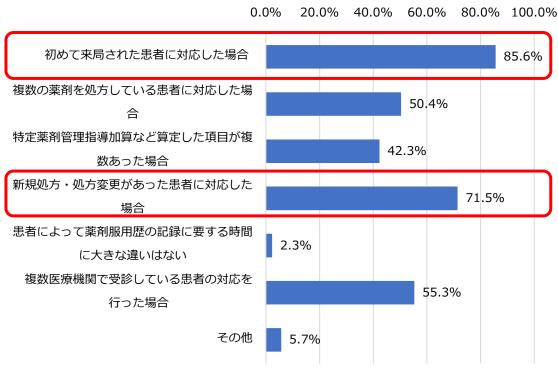
 - 二 薬名及び分量三 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた年月日
 - 四 調剤量
 - 五 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名
 - 六 情報の提供及び指導の内容の要点
 - 七 処方箋の発行年月日
 - 八 処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名
 - 九 前号の者の住所又は勤務する病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
 - 十 前条第二号及び第三号に掲げる事項
 - 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に当たっての留意事項について (薬局・薬剤師関係)」(令和2年8月31日薬生総発0831第6号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)
 - 2 服薬指導等の記録
 - (1)薬剤師法第28条第2項の調剤録及び医薬品医療機器等法第9条の3第6項の記録については、調剤済みとなった処方箋又は患者の服薬状 況や指導内容等を記録したもの(薬剤服用歴等)において、必要事項が記載されていれば当該規定を満たすものであること。また、調剤録 に記録した内容については、患者等への情報の提供又は指導(以下「服薬指導等」という。)を行うため必要なときに速やかに確認できる ようにしておくこと。

薬剤服用歴の記載について

- 1日の薬剤服用歴の記録には多くの時間を割いており、特に初めて来局した患者への対応時や新規処方・ 処方変更があった患者に対応した場合には、記載事項も多くなり記録に要する時間が増える要因として挙げ られた。
- 1日あたりの薬剤服用歴に記録を行う平均件数 (n=1,030) 1日あたり**26.4件**
- 薬剤服用歴1件あたりの記録に要する時間 (n=1.030)



■ 薬剤服用歴の記録に要する時間が増える要因 (n=1,030)

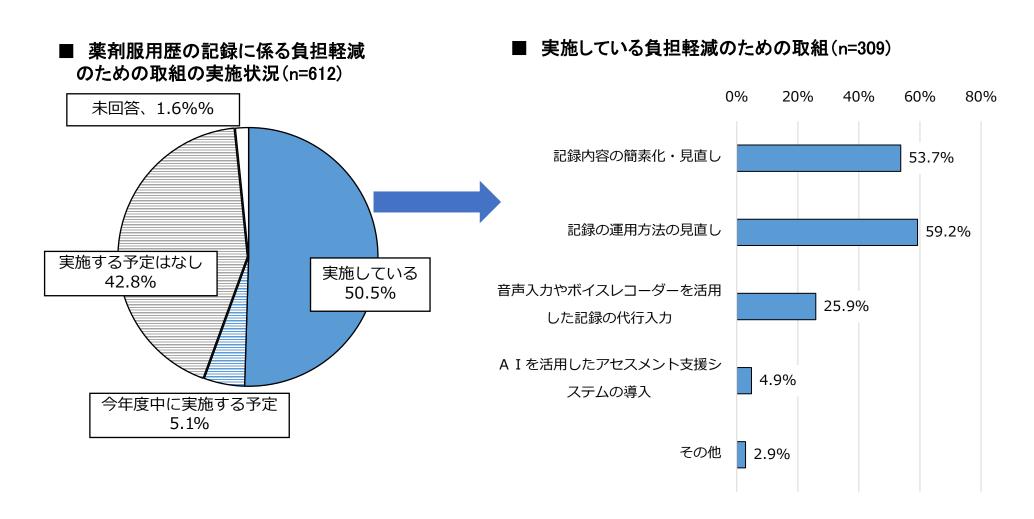


■ その他の意見として記載があった主なもの

- ✓ 患者からの質問が多かった場合。患者から得られた情報が多く、それに伴い指導した内容も多くなり、薬歴の記録に要する時間も増える。
- ✔疑義照会をした場合。
- ✔検査値の入力などがあった場合。

薬剤服用歴の記載に係る負担軽減の取組

- 薬剤服用歴の記録に係る負担軽減のための取組を50.5%の薬局で実施していた。
- 薬局単位での負担軽減の取組の内容としては、記録内容の簡素化や運用方法の見直しが多く実施されていた。



服薬管理指導料における薬剤服用歴等の記載事項

- 〇 服薬管理指導料における薬剤服用歴等の記載事項は、これまでの調剤報酬改定において 記載事項が追加・修正されており、現在は以下の事項等の記載が求められている。
- このような記録は、患者への情報提供や服薬指導等を行う際に参照するために必要なものであるが、薬剤師が行った行為や患者から聞き取った内容等の全てを詳細に時間をかけて記録することを求めるものではなく、必要な要点を記録することが本来の趣旨である。
- なお、記録の負担軽減のためには、要点を記載する工夫だけではなく、デジタル技術の活用 等も含め取り組むべきである。
- ○「<u>診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日厚生労働省保険局医療課医療課長・歯科医療管理官連 名通知)</u>

区分10の2調剤管理料

- 1 調剤管理料
- (7)薬剤服用歴等

<u>薬剤服用歴等は同一患者についての全ての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう患者ごとに保存及び管理するものであり、次の事項等を記載し、最終記入日から起算して3年間保存すること。</u>なお、薬剤服用歴等への記載は指導後速やかに完了させること。

- ア 患者の基礎情報(氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先)
- イ 処方及び調剤内容等(処方した保険医療機関名、処方医氏名、処方日、調剤日、調剤した薬剤、処方内容に関する照会の要点等)
- ウ 患者の体質(アレルギー歴、副作用歴等を含む)、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向
- エ 疾患に関する情報(既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。)
- オ オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等
- カ 併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状 況
- キ 服薬状況 (残薬の状況を含む。)
- ク 患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)及び患者又はその家族等からの相談事項の要点
- ケ 服薬指導の要点
- コ 手帳活用の有無(手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無。また、 複数の手帳を所有しており1冊にまとめなかった場合は、その理由)
- サ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- シ 指導した保険薬剤師の氏名

薬剤服用歴に記載が必要な事項(服薬管理指導料以外)

 中医協 総一3

 5.7.26

 一 部 改 変

○ 個別の算定にあたり、薬剤服用歴への記載や関連文書の添付等を求めるものが様々ある。

薬剤服用歴等に指導の要点の記載が必要な加算

調剤管理加算 麻薬管理指導加算 特定薬剤管理指導加算1、2 小児特定加算 吸入薬指導加算 乳幼児服薬指導加算

■ 実施した内容の文書の写しを薬剤服用歴等に添付が必要な指導料

服用薬剤調整支援料2

服薬情報等提供料1、2、3

退院時共同指導料

■ その他

外来服薬支援料 1 : <u>服薬支援に係る薬剤の処方医の了解を得た旨又は情報提供した内容並びに当該薬剤の名称、服薬支援の内容及び理由</u>を薬剤服用歴等 に記載する。

外来服薬支援料 2:薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合は、
 その旨及び一包化の理由を薬剤服用歴等に記載する。

電子的保健医療情報活用加算:<u>オンライン資格確認システムの活用を通じて得られる薬剤情報及び特定健診情報等</u>を薬剤服用歴等に記載する。

服用薬剤調整支援料1:保険薬剤師は処方医へ提案を行う際に、減薬に係る患者の意向や提案に至るまでに検討した薬学的内容を薬剤服用歴等に記載する。また、保険医療機関から提供された処方内容の調整結果に係る情報は、薬剤服用歴等に添付する等の方法により記録・保持する。

服薬情報等提供料2:**患者の服薬期間中に情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等**については、**情報提 供の都度**、薬剤服用歴等の記録に記載する。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算: <u>訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容、訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点、 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点、患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に</u> 関する事項

在宅中心静脈栄養法加算:**訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容、訪問に際して行った患者・家族への指導の要** <u>点 、処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報の要点</u>

70

投薬時における薬剤の容器について

- 外用薬(軟膏等)や内服薬(小児用シロップ剤)等の容器については、原則として保険薬局・保険医療機関から患者へ貸与することとなっている。また、患者の希望により実費負担で容器を交付ことができるが、患者が 当該容器を返還した場合は、容器代を返還する必要があることが規定されている。
- 一方、感染症流行の状況等もあり、衛生上の理由等で再利用は実施されていないのが現状である。

〈薬剤料〉 一部抜粋

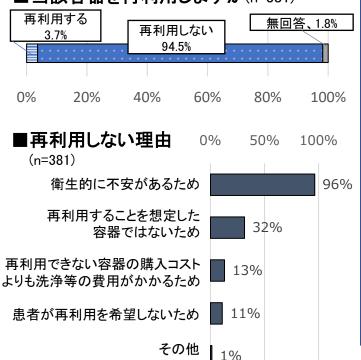
※医科診療報酬点数表第2章第5部投薬にも同様の規定あり

区分20 使用薬剤料

(1) 投薬時における薬剤の容器は、原則として保険薬局から患者へ貸与する。ただし、患者が希望する場合には、患者から実費を徴収して容器を交付しても差し支えないが、<u>患者が当該容器を返還した場合は、当該容器本体部が再使用できるものについては当該実費を返還する</u>。

なお、患者に直接投薬する目的で製品化されている薬剤入りチューブ及び薬剤入り使い捨て容器のように再使用できない薬剤の容器については、患者に容器代金を負担させることはできない。

■ 当該容器を再利用しますか(n=381)



■使用後に薬局へ返還された外用薬(軟膏)の容器 の例



■薬局で使用している投薬容器 (個包装で単回使用が前提の製品等)







出典:令和4年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」71

調剤についての課題

(調剤基本料)

- ・調剤基本料1を算定する薬局の割合は年々減少しており、令和4年度改定により新設された基本料3ハの割合が15.3%になったことに伴い、基本料1は70.3%まで低下した。
- ・集中率が高いほど、月あたりの処方箋受付回数が少ないほど、医薬品の備蓄品目数が少なくなる傾向にあり、特に処方箋集中率95%以上では備蓄品が少ない。
- ・令和4年改定後の損益率は薬局の立地別では医療モール内、病院敷地内の薬局、基本料別では特別調剤基本料を算定する薬局において増加していた。
- ・処方箋集中率70%未満かつ処方箋受付回数4,000回以上の薬局の損益率及び損益差額が高い傾向にあった。
- ・特別調剤基本料は、特に300店舗以上のグループにおいて特別調剤基本料を算定する薬局が増加している。また、特定機能病院では31.4%で 敷地内薬局を有しているほか、大学病院等の特定の病院においては、特定の300店舗以上のグループに属する薬局が多くを占めていた。
- ・医療機関の敷地内薬局の公募状況、建物の構造の関係等から、このような状況がさらに進んでいくと、医療機関と薬局との間の独立した関係性に影響を与えかねない。

(地域支援体制加算)

- ・地域支援体制加算を届出ている薬局のうち、特に重複投薬・相互作用等防止加算等の実績、服用薬剤調整支援料、麻薬の調剤等の実績要件については、加算1~4によって各算定状況の違いが認められた。
- ・地域支援体制加算を算定する薬局においては、医療用医薬品の備蓄品目数が多い傾向があるほか、抗原検査キットの取扱い、緊急避妊薬の取扱い等の地域における取組が多く実施されていた。薬局として対応すべきOTCの備蓄は、加算の有無にかかわらず、薬局によって備蓄品目数に差があった。

(その他の個別事項)

- 特に充実した服薬指導が必要と考える場面として、新規処方時、処方の変更時などが多く挙げられており、服薬指導を一律に行うのではなく、 患者の状況や処方に変化があるタイミングで特に充実した服薬指導が必要と考えられている。
- ・特に充実した服薬指導が必要な場面でので患者への説明は、リスク管理計画(RMP)に基づく患者向け資材の利用が31.7%であった。
- ・RMPに基づく患者向け情報資材を活用することで、患者の安全性を確保する行動につながっている。
- ・1日の薬剤服用歴の記録には多くの時間を割いており、特に初めて来局した患者への対応時や新規処方・処方変更があった患者に対応した場合には、記載事項も多くなり記録に要する時間が増えていた。
- ・記録の簡略化など、薬剤服用歴の記録に係る負担軽減のための取組を50.5%の薬局で実施していたが、診療報酬算定にあたり薬剤服用歴への記載や関連文書の添付を求める事項が多くある。
- ・投薬時における薬剤の容器ついては、原則として保険薬局・保険医療機関から患者へ貸与することとなっており、患者の希望により実費負担で 容器を交付することができるが、患者が容器を返却した場合には容器代を返還する必要がある。一方で、衛生上の理由等で再利用は実施され ていない。

調剤についての論点

【調剤基本料】

- 薬局の同一グループの店舗数、立地別、処方箋受付回数・処方箋集中率の区分別の収益状況等を踏まえ、調剤基本料について、どのように考えるか。
- 保険医療機関の敷地内にあり、不動産の賃貸借等の関係にあるいわゆる敷地内薬局に関して、構造設備規制の見直しが行われた平成28年以降の開設状況、当該薬局の収益状況や収益構造のほか、医療機関における公募状況等の関係性やかかりつけ機能の実態等を踏まえ、診療報酬上の評価をどのように考えるか。

【地域支援体制加算】

- 調剤基本料 1 を算定する薬局、調剤基本料 1 以外を算定する薬局それぞれについて、地域への貢献をより推進する観点から、どのように考えるか。
- また、地域への貢献の観点から、薬局の地域での健康づくりの取組や認定薬局の認定状況等を踏まえ、地域支援体制加算のあり方についてどのように考えるか。

【その他の事項】

- 対人業務の推進・充実の観点から、処方の状況や患者の状態等に応じ、リスク管理計画に基づく患者向けの情報提供資材を活用するなど、メリハリを付けた服薬指導についてどのように考えるか。
- 調剤録に記載すべきとされている服薬指導等の記録について、調剤報酬上は服薬管理指導料における薬剤服用歴が該当するが、薬剤服用歴の記載事項が多く、薬剤師の負担になっていることを踏まえ、必要な情報を記録するという趣旨を維持する範囲内で記載を合理化することを含め、薬剤服用歴のあり方について、どのように考えるか。
- 患者から返却されることを想定した取扱いとされている薬剤の容器に関して、現状の利用実態等を踏まえ、取扱いを 見直すことについて、どのように考えるか。